

# 令和7年第8回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月17日（水曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和7年12月17日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会 議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長	及川 秀一郎
教育長	井内 聖
代表監査委員	小川 誠一

5 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長	田中 一省		
総務課			
総務担当課長	岡 康弘	情報担当課長	池田 恵司
政策推進課			
まちづくり担当課長	山口 崇	企画財政担当課長	木林 一雄
税務住民課			
税務戸籍担当課長	奥田 浩司	生活環境担当課長	佐々木 智紀
産業振興課			
産業振興担当課長	森池 和哉		
建設課			
土木公園担当課長	塩谷 慎嗣	施設担当課長	伊藤 富美雄
健康福祉課			
国保介護担当課長	阿部 充幸	健康福祉担当課長	小坂橋 憲仁
水道課			
水道担当課長	谷村 英俊	下水道担当課長	佐々木 貴之
住民サービス課 兼 商工観光課			
総合支所長	村上 純一		

6 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会

社会教育担当次長 渡 邊 匡 人 学校教育担当次長 佐々木 英 生

7 職務のため出席した議会議務局職員

事務局長 石 塚 一 哉 主 幹 鈴木 慎 二

○ 議事日程（第1号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議長諸般事項報告
日程第3		会期の決定
日程第4	報告第1号	例月出納検査報告について
日程第5	報告第2号	令和7年度定期監査の結果報告について
日程第6		行政報告
日程第7		一般質問
日程第8	令和7年第6回安平町議会議定例会認定第1号	令和6年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第9	令和7年第6回安平町議会議定例会認定第2号	令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第10	令和7年第6回安平町議会議定例会認定第3号	令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第11	令和7年第6回安平町議会議定例会認定第4号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第12	令和7年第6回安平町議会議定例会認定第5号	令和6年度安平町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第13	令和7年第6回安平町議会議定例会認定第6号	令和6年度安平町下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第14	発委第1号	安平町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15	議案第1号	安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第2号	安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第3号	胆振東部消防組規約の変更について
日程第18	議案第4号	財産の交換について
日程第19	議案第5号	令和7年度安平町一般会計補正予算(第5号)について
日程第20	議案第6号	令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第21	議案第7号	令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第22	議案第8号	令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第23	議案第9号	令和7年度安平町水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第24	議案第10号	令和7年度安平町下水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第25	意見案第1号	最高裁判決に基づき生活保護受給者に対する速やかな被害回復を求める意見書(案)について
日程第26	意見案第2号	参議院の定数削減に関する意見書(案)について
日程第27		議員派遣の件について
日程第28		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第29		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第30		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第7 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	鳥越真由美
8番	箱崎英輔

## 会 議 の 顛 末

### ◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。令和7年第8回安平町議会定例会の開催のご案内をいたしましたところ、議員各位並びに説明員の皆様方にご参集いただきましたこと、ご苦労様です。12月に入りましてはまだコロナ・インフルエンザ等の感染症が蔓延しているようです。議員各位、説明員各位におかれましてもマスク着用の、それぞれ個人で判断されてマスク等を着用されて審議していただきたいと思います。また、我々胆振東部の震災からようやく復興宣言ができるところまで復旧しましたけれども、近年、本州並びに北海道近郊でも大きな地震が続いています。常時そういった災害に備える準備が必要だと痛感させられる今日この頃です。一刻も早くこれが収まることを望みますが、本日の会議の途中でも地震等が発生することが予測されますので、その時の対応については直ちに議会を中断し、対応にあたることも想定されますので、議員各位並びに説明員の皆様におかれましてはご理解の上ご協力をお願いしたいと思います。

〔議長着席〕

会議の前に、本定例会において報道機関による写真撮影を許可していますのでご報告します。

---

〔開会・開議 午前10時00分〕

### ◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、只今から令和7年第8回安平町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

4番 鳥越真由美 議員  
8番 箱崎英輔 議員 を指名致します。

---

◎ 日程第2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第2、議長諸般事項報告を行います。

9月定例会以降における議長の諸般事項報告は、お手元に配布のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

次に各委員長から閉会中に行われた所管事務調査等の報告の申し出がありますのでこれを許します。はじめに議会改革調査特別委員会の調査報告をお願いします。

〔梅森議会改革調査特別委員長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森委員長。

○議会改革調査特別委員長（梅森敬仁君） 11番梅森です、それでは議会改革調査特別委員会から報告します。

令和7年10月24日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会  
委員長 梅森 敬仁

議会改革調査特別委員会報告書

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査の目的 議会改革の調査

- (1)事 件 ①令和7年度 議会懇談会の実施について  
②議会議員の個人情報の保護に関する条例及び条例施行規程の一部改正について
- (2)日 時 令和7年10月14日(火) 午前10時00分～午前11時55分
- (3)場 所 総合庁舎 議員控室
- (4)出席委員 梅森委員長、工藤副委員長、米川委員、小笠原委員、鳥越委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員
- (5)委員外 多田議長
- (6)事務局 石塚事務局長、鈴木主幹
- (7)結果(概要)

令和7年度の議会懇談会の日程、実施体制などについて協議した後、議会議員の個人情報の保護に関する条例及び条例施行規程の一部改正について、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の改正に伴い、文言を整理することなどについて協議し、所要の改正を行うことを決定しました。

また、その他として委員から意見が出された①災害発生時の議会側の体制についてと、②議員報酬については継続審議としました。

以上

2件目については、

令和7年10月29日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会  
委員長 梅森 敬仁

議会改革調査特別委員会報告書

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査の目的 議会改革の調査

(1) 事 件 ①議員報酬について

(2) 日 時 令和7年10月27日(月)午後3時20分～午後3時31分

(3) 場 所 総合庁舎 議場

(4) 出席委員 梅森委員長、工藤副委員長、米川委員、小笠原委員、鳥越委員、三浦委員、箱崎委員、高山委員

(5) 欠席委員 内藤委員

(6) 委 員 外 多田議長

(7) 事 務 局 石塚事務局長、鈴木主幹

(8) 結果(概要)

前回の委員会で継続審議となっていた議員報酬については報酬額の引き上げに反対する意見があり、残された現委員の任期中では協議・検討する時間も限られていることから、この後の協議は次期改選後の委員へ引き継ぐこととしました。

以上

○議長(多田政拓君) ご苦労様です。次に議会運営委員会の所掌事務調査報告をお願いします。

[高山議会運営委員長 挙手]

○議長(多田政拓君) 高山委員長。

○議会運営委員長(高山正人君) では、私の方から議会運営委員会の所掌事務調査について報告します。本委員会は閉会中の所掌事務調査のため委員会を2度開催したので安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

「資料朗読」

令和7年9月19日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会  
委員長 高山 正人

## 所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

#### 1 調査目的 所掌事務調査

- (1) 事 件 令和7年第6回安平町議会定例会（議事運営）の反省について
- (2) 日 時 令和7年9月18日（木）16時18分～16時22分
- (3) 場 所 総合庁舎 議長室
- (4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、梅森委員、鳥越委員、三浦委員
- (5) 委員外 多田議長
- (6) 事務局 石塚事務局長、鈴木主幹
- (7) 結 果

今定例会の運営において、大きな課題はありませんでした。

以上

次に2回目の委員会については、次のページの報告書をご覧ください。

令和7年12月11日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会  
委員長 高山 正人

## 所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

- 1 調査目的 所掌事務調査
- (1) 事 件 令和7年第8回安平町議会定例会の議事運営について
- (2) 日 時 令和7年12月10日（水）9時52分～11時24分
- (3) 場 所 安平町総合庁舎 議員控室
- (4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、三浦委員、鳥越委員、梅森委員
- (5) 委員外 多田議長
- (6) 説明員 田中副町長
- (7) 事務局 石塚事務局長、鈴木主幹
- (8) 結 果 令和7年第8回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、副町長から今定例会提出案件及び追加議案の概要について説明を受け質疑を行った後、議会提出案件及び議案審議の方法など議会運営のための所要の協議を行い、委員会を終了しました。  
協議の内容については別紙のとおりです。

次ページをご覧ください。

## 別 紙

### 議会運営委員会協議決定（確認）事項

#### 1 付議案件等

##### (1) 町長提出案件 10件

①条例制定等 2件（安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定、安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定）

②補正予算 6件（一般会計(第5号)、国保(第3号)、後期(第2号)、介護(第4号)、水道(第4号)、下水道(第4号)）

③その他 2件（胆振東部消防組規約の変更、財産の交換）

##### (2) 継続審査 6件（令和6年度一般会計及び3事業特別会計、水道及び下水道事業会計の決算の認定(決算審査特別委員会報告)）

##### (3) 議会提出案件について 9件

①報告案件 2件（例月出納検査報告、令和7年度定期監査の結果報告）

②議会条例の改正 1件（安平町議会議員の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定）

③意見案 2件（別紙のとおり）

④その他議決を要するもの 4件（議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件）

#### 2 会期について

会期は12月17日(水)から18日(木)までの2日間とし、19日(金)を予備日とすることに決定しました。

#### 3 議事日程について

本委員会開催までに意見書の提出が2件あったので、その日程を追加した議事日程を開会当日に配布し、更に議会開催日前までに議案及び意見書等の提出があれば、議長と協議のうえその件数を追加した議事日程を開会当日に配布し議事を進めることに決定しました。

#### 4 一般質問について

6名の議員から16件の通告がありました。

一議員 質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、制限時間直前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないように、また、質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き通告内容については必ず質問を行い、内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

#### 5 令和6年度各会計決算の認定について

令和7年第6回定例会で決算審査特別委員会に審査を付託した令和6年度各会計決算の認定については、議長が6件を一括議題に付し委員長に審議結果の報告を求めた後、質疑・討論を省略し、直ちに会計ごとに採決を行うことに決定しました。

以上

以上、報告します。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。次に一部事務組合議会の報告について関係議員より報告願います。安平・厚真行政事務組合議会の報告をお願いします。

〔米川安平・厚真行政事務組合議会議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子） 安平・厚真行政事務組合議長 米川恵美子よりご報告します。

「資料朗読」

令和7年12月1日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平・厚真行政事務組合議会議員 米川 恵美子  
同 内藤 圭子

### 安平・厚真行政事務組合議会報告書

過日開催された安平・厚真行政事務組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

## 記

- 1 会議名 令和7年第2回安平・厚真行政事務組合議会定例会
- 2 開催日 令和7年11月28日（金）午後2時00分
- 3 開催場所 安平町総合庁舎 議員控室
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、議案1件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果
  - (1) 議案第1号 安平・厚真行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決

※ 令和7年人事院勧告に基づき安平・厚真行政事務組合職員の給与に関する条例を改正するもの。

以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。以上で議長諸般事項報告を終わります。

---

### ◎ 日程第3 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日12月17日と18日の2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は12月17日と18日の2日間に決定致しました。なお、議会運営委員長報告のとおり19日を予備日と致します。

---

◎ 日程第4 報告第1号

- 議長（多田政拓君） 日程第4、報告第1号 例月出納検査報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、これをもって報告済みと致します。
- 

◎ 日程第5 報告第2号

- 議長（多田政拓君） 日程第5、報告第2号 令和7年度定期監査の結果報告についてはお手元に配布のとおりですので、これをもって報告済みとします。
- 

◎ 日程第6 行政報告

- 議長（多田政拓君） 日程第5、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長。

- 町長（及川秀一郎君） おはようございます。令和7年第8回安平町議会定例会にご参集の皆様大変ご苦労様です。また、傍聴席にお越しいただいた皆様、さらにはあびらチャンネルを通じて議会中継をご覧いただいています多くの町民の皆様どうぞよろしくお願ひします。

さて、今年の1年を振り返りますと菜の花さんぽや鉄道関係イベント事業の実施により多くの観光客が道の駅あびらD51ステーションにお立ち寄りいただき、6月には道の駅開業から6年2か月で来場者400万人を達成しました。9月にはダイナックス・アールムワイナリーの竣工式が行われ、来年3月のワイン販売に向けて作業が進んでいます。また、環境省の交付金の採択を受けたゼロカーボンの取り組み、カルビーポテトチップス用馬鈴薯及び農産物の一時保管施設の完成、さらに道内外から参加いただいたあびら教育まちづくりフォーラムの開催や追分の学校を考える会など教育関係の取り組み、町民の利便性の向上に寄与するスマホ役場やスマートワーク推進プロジェクト、公共交通の利便性の向上による公共ライドシェア実証運行の実施、アビライクといった安平町をもっと好きになる合言葉のPR事業など、安平町の強みや安平町の新た

な施策がさらに充実・進化した一年だったと思います。

北海道胆振東部地震から7年が経過し、復興事業も一定程度終わることができましたが、先週8日深夜に青森県沖でマグニチュード7.5、震度6強の地震が発生し、安平町においても震度5弱と大きな揺れに襲われましたが、幸い安平町においては公共インフラの被害報告はありませんでした。その一方で昨年1月に発生した能登地震は震度7を記録し大きな被害となり、安平町からも石川県や富山県の自治体に対してそれぞれ職員派遣を行い復旧の支援もさせていただいたところです。また、11月に東京で開催された全国防災危機管理トップセミナーに昨年に引き続き出席をさせていただきましたが、セミナー報告の中には依然として大型地震や地震による津波被害のみならず地球温暖化の影響などから線状降水帯による集中豪雨が頻発化、激甚化する一方で長期間の光不足、乾燥が原因による大規模な森林火災が発生するなど、多様化する災害に対する危機管理や防災の取り組みの重要性がさらに高まっています。安平町においてもこうした状況を踏まえ、10月4日・5日に役場職員、地域自主防災組織、自衛隊、消防、警察など関係機関の連携による総合防災訓練を実施するとともに11月29日・30日には遠浅地区で防災キャンプ、追分公民館では町内で形成された自主防災組織の役員の皆様方との意見交換会を開催させていただきました。来年度以降も引き続き自主防災組織に対する支援や防災研修会、総合防災訓練の開催などにより安心安全なまちづくりに努めてまいります。

転入が転出を上回る社会人口増が昨年3年連続となりましたが、今年は11月末現在ですが27人の人口増加、転入と転出の差である社会人口も122名増加となっており、社会人口増については4年連続がほぼ確実な状況となっており、これまで進めてきました教育を柱にしたまちづくりなどの成果が数字として表れたものと受け止めています。また、昨年に引き続き民間企業が実施した町の幸福度ランキング北海道版で3年連続安平町が3位に入るなど安平町のまちづくりが高く評価されました。これに満足することなく町民の満足度や幸福度をさらに高くしていくことができるよう引き続き努力してまいります。

早速ですが令和7年第7回安平町臨時議会以降の行政事項6件についてご報告を申し上げます。当日配布4件を含めた6件となっています。

まず1件目です。安平町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の改定についてです。デジタル技術を中心とした社会変革によりデジタル技術を活用した便利で快適に暮らせるまちの実現を目指すべき姿とし、その実現に向けた見通しを立てるものとして、安平町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を令和5年8月に策定いたしました。今回、国の指針を踏まえた重要施策としてフロントヤード改革推進を追加するとともに、総務省の自治体DX推進計画2.0が4.0まで改定されたことに伴う本計画への反映や、町が取り組み進めている各種施策等も反映させた安平町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】に改定したことをご報告いたします。

続きまして2件目です。株式会社井門コーポレーションとの包括連携協定の締結についてです。安平町と株式会社井門コーポレーションは、相互の包括的な連携を強化し、安平町内における地域活性化と持続的発展に資することを目的に令和7年11月4日に包括連携協定を締結しましたのでご報告します。株式会社井門コーポレーションは、大正13年創業の不動産賃貸を主力とする企業ですが、平成9年より鉄道模型の小売販売を開始し、日本最大級の鉄道模型イベント国際鉄道模型コンベンションの運営事業などを展開しており、鉄道に関する知識・技術等のノウハウを有する組織や人材のネットワークを有しています。この協定では鉄道文化の継承による文化財の保護・活用に関すること及び鉄道観光資源の魅力化による地域活性化に関することの2つの事項について連携及び協働していきます。具体的には日本遺産「炭鉄港」の構成文化財であるD51-320号機とともに、その時代の道内産炭地鉄道にゆかりの深い株式会社井門コーポレーションが所有するSL車両2両(4110型、9600型)を、追分地区内へ移転したのち展示を行う計画のほか、SL保存協会の後継者育成などといった鉄道文化の継承に関する課題に対応するため官民連携による維持保全体制の整備を図っていきます。また、SL車両の展示が可能となった段階で、そのSL車両を活用した地域住民等との交流や観光客も参加できる車両点検作業等の体験プログラムの実施を検討しており、鉄道文化に身近に触れ合う機会を提供しながら、交流人口・関係人口の拡大を目指していきます。以上、株式会社井門コーポレーションとの包括連携協定の締結についてご報告いたします。

続きまして3件目、安平・厚真行政事務組合塵芥処理場での火災についてです。令和7年12月4日推定14時15分過ぎ、安平・厚真行政事務組合塵芥処理場にて火災が発生しました。火災は塵芥処理場ピット内から発火したもので、維持管理委託業者からの連絡を受け、胆振東部消防組合安平支署へ通報を行うとともに速やかに消火作業を実施しました。その後14時30分頃に消防車両が到着し、ピット内の放水作業を行い14時45分に鎮火を確認しました。幸いにも人的被害は無く、また施設にも大きな被害も無かったため同日15時40分から自己搬入ゴミの受け入れを再開しています。火災の原因については消防署による実況見分が現在調査中のため不明ですが、二町組合では原因究明と再発防止のため、今後しっかりと検証を進め再発防止策を講じていくと伺っております。一方で全国的にもリチウムイオン電池や電池を内蔵する家電製品が原因となった火災が発生していることから、今回の火災についてもその可能性は排除できないと考えていますので、更なる分別の徹底に向けて構成町の広報紙を利用して分別方法等を記載した記事を掲載し周知及び啓発に努めていく報告がありました。以上、安平・厚真行政事務組合塵芥処理場での火災についてご報告いたします。

次に4件目です。ぬくもりの湯のレジオネラ属菌検出に伴う臨時休館についてです。令和7年11月25日に採取したぬくもりの湯の水質検査の結果が12月9日休館日に判明し、全部で8か所ある浴槽のうち1か所の浴槽から基準値

を超えるレジオネラ属菌が検出され、12月10日から臨時休館していますのでご報告いたします。日頃からぬくもりの湯をご利用いただいている皆様には多大なるご迷惑をおかけし、また町民皆様にご心配をおかけしていますことに対しまして心よりお詫び申し上げます。今回検出されましたレジオネラ属菌に関する詳細と日常の清掃方法、営業再開に向けた対応についてご説明します。レジオネラ属菌に係る水質基準は100mlあたり10CFU未満ですが、これは100mlの水にレジオネラ属菌が10個未満であることが不検出と判定される基準であり、今回の検査では1か所の浴槽から100mlあたり60CFUのレジオネラ属菌が検出されました。厚生労働省によるとレジオネラ属菌は河川や土壌などの自然界に生息している細菌で、浴槽水では残留塩素濃度を1リットルあたり0.4mg～1.0mgに保つことが推奨されており、ぬくもりの湯でも自動注入装置によって常時一定の濃度となるように塩素を注入しつつ、営業前と営業中には各浴槽の残留塩素濃度を測定し、0.6mg～1.0mgを目安に管理しています。消毒については毎月2回の休館日にはすべての浴槽で高圧洗浄と塩素消毒による清掃を実施し、休館日以外の週の換水日には塩素消毒と清掃を実施しているほか、洗い場などは毎朝清掃を行って衛生管理に務めています。営業再開に向けた対応につきましては12月9日休館日の清掃作業後に水質検査用の採水を行い、レジオネラ属菌が不検出であることを前提に検査結果が判明する概ね2週間後の12月24日頃に再開を目指しています。今回レジオネラ属菌が検出された原因については調査中ですが、営業再開に向けて苫小牧保健所からいただいたご指導をもとに浴槽と洗い場を塩素系洗剤による洗浄や高濃度塩素による消毒を実施するとともに、今回より新たに配管内と濾過機内も薬剤洗浄を定期的実施していくなど清掃と消毒をより強化し、皆様に安心して入浴していただけるよう万全の状態営業を再開したいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。なお、この間に入浴者による健康被害の報告は入っていません。以上、ぬくもりの湯のレジオネラ属菌検出に伴う臨時休館についてご報告します。

5件目です。株式会社トラストバンクとの連携協定の締結についてです。安平町・浦河町・新ひだか町・苫小牧市及び新冠町と株式会社トラストバンクは、ふるさと納税制度を活用した地域振興を目的に、胆振・日高地域振興に関する連携協定を令和7年12月13日に締結しましたのでご報告します。本協定では株式会社トラストバンクが運営する「ふるさとチョイス」などのふるさと納税に係るサービスを活用した返礼品・商品の共同開発や寄付受付を推進するとともに、胆振・日高地域の馬産地という新たな枠組みによる魅力発信などの広域的な連携を構築し、観光振興・関係人口の拡大・インフラ整備・環境保全・教育支援・産業支援などの課題解決を図り、持続可能なまちづくりの推進に取り組んでいくものです。以上、株式会社トラストバンクとの連携協定の締結についてご報告します。ちなみに下の方に連携事項と書いてありますが、主な連携事項については「ふるさとチョイス」及び「ガバメントクラウドファンディング

グ」を活用した寄付メニュー、返礼品、事業の共同開発。2点目としては胆振日高地域の魅力発信を目的としたプロジェクトの企画実施。3点目、馬産地ならではの自然・文化・食・体験を活かした広報PR活動の展開。4つ目、企業版ふるさとチョイスを活用した地域内産業、教育、医療などへの支援事業。5点目、その他本協定の当事者が協議のうえ合意した事項について連携していくこととなっています。

最後6件目。地域スポーツ・文化環境体制整備事業についてです。令和7年第5回定例会及び第7回臨時会において学校部活動の地域移行に関連する地域スポーツ・文化環境体制整備事業の受託事業者であるNPO法人アビススポーツクラブが、送迎用マイクロバスを車検有効期限切れの状態で行っていた事実及びこれに対する町の対応を行政報告しました。11月28日開会の第7回臨時会行政報告では当該法人のチェック体制や安全運転管理者への指導に関して質疑があり、特に安全運転管理者の選任状況を確認していなかったため答弁保留となる部分がありました。結論として当該法人では乗車定員11人以上の車両を使用し、送迎事業を実施しているため道路交通法で規定する安全運転管理者を選任する必要があるものの、法人側にその認識が無く、安全運転管理者の選任及び管轄の警察署長への届出が行われていない状況にあると判明しました。この件に関し議員の皆様へは12月10日に開催した議会全員協議会でご説明し、町側の法令認識の不足、確認の甘さを指摘するご意見をいただくとともに、安全運転管理者の選任責任が法人にあることから、今後に向けて当該法人へ厳しい対応を行うべきというご意見もいただいたところです。今回の車検有効期限切れと安全運転管理者の未選任の一連の問題は、基本的には車両を運行・管理するアビススポーツクラブの責任であり、事実発覚後の是正指導で現在は安全運転管理者が選任・届出がなされているものの、今後選任義務違反に対し道路交通法上の罰則が科せられる場合には町も当該法人を指名停止等の処分を検討することとなりますが、一方で町としてもその責務である委託先への法令遵守確認や事前の法令認識が十分であれば、このような事態を未然に防止できたと考えており、本事業以外にもスクールバスや町バスなど、さまざまな町民移送業務を企業・団体へ委託している実情からも再発防止に向けた取り組みを進めてまいります。いずれにしましても安全運転管理者の未選任にかかる罰金処分の有無が判明するまでは部活動の送迎部分に係る業務委託は中止し、再開等についても慎重に判断していきたいと考えています。本件により関係各位に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めて心よりお詫び申し上げ、地域スポーツ・文化環境体制整備事業についてご報告とします。

以上、行政報告6件について報告申し上げます。

次に先に本定例会に私どもの方からご提案させていただいております案件についてご説明を申し上げます。まず認定案件が6件、条例案件が2件で、いずれも条例の一部改正で補正予算案件が6件、さらにその他の案件が2件で、これら総計16件についてご提案をさせていただいているところです。

最初に認定案件6件ですが、令和6年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定から同年度の安平町国民健康保険事業特別会計、同じく安平町後期高齢者医療事業特別会計、同じく安平町介護保険事業特別会計、同じく安平町水道事業会計、同じく安平町下水道事業会計、それぞれ6件の歳入歳出決算の認定についてです。

次に条例案件2件ですが、1件目は安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは公職選挙法施行令の改正に伴い、安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担限度額を引き上げるため、この条例の制定について提案するものです。

次に2件目です。安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは地方公共団体情報システムの共通機能標準仕様で定める住登外者宛名番号管理機能が総合行政システムに実装されることに伴い、所要の改正をする必要があるため提案するものです。

次に補正予算6件です。1件目は令和7年度安平町一般会計補正予算（第5号）についてです。歳入歳出それぞれ4938万6000円を追加し、歳入歳出総額88億3746万1000円とするものです。

次に令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてです。歳入歳出それぞれ828万5000円を減額し、歳入歳出総額8億8097万1000円とするものです。

次に令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてです。歳入歳出それぞれ266万8000円を減額し、歳入歳出総額1億6429万9000円とするものです。

次に4件目、令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてです。こちらは保険事業勘定となります。歳入歳出それぞれ168万2000円を追加し、歳入歳出総額11億2174万7000円とするものです。

次に5件目、令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）についてです。まず収益的収入及び支出ですが、収入は34万1000円を増額し3億8510万6000円とするものです。支出は469万円を増額し3億8984万8000円とするものです。次に資本的収入及び支出ですが、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額8215万1000円を7212万円に減債積立金1948万7000円を1945万6000円に改め資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出は3万1000円を減額し1億3000万円とするものです。次に議会の議決を経なければ流用することができない経費、第4条、予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改めるものです。職員給与費を2万4000円増額し3854万8000円とするものです。

最後6件目、令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第4号）について

です。収益的収入及び支出は93万6000円を増額し6億6102万5000円とするものです。次に資本的収入及び支出、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額2043万円を2044万6000円に、減債積立金808万円を809万6000円に改め資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、支出は1万6000円を増額し4億8867万円とするものです。水道事業会計及び下水道事業会計については公営企業会計法に基づく会計となるため収入額と支出額は合致しません。

次にその他の案件2件です。

1件目、胆振東部消防組合理約の変更についてです。こちらは胆振東部消防組合の事務所の位置の移転に伴い、胆振東部消防組合理約の変更について地方自治法第290条の規定により提案するものです。

次に財産の交換についてです。財産の交換をするためには地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものです。こちらについては追分中央1番地のJRアパートである現社宅の建て替えにあたり、町有地とJR北海道所有地であるJRアパート解体後の跡地を交換により取得するものです。これら提案事項の具体的な内容については、それぞれ上程された段階で副町長または担当課長、担当次長等から詳しく説明を申し上げます。

以上、私どもの方から提案しました案件をご説明させていただきましたのでご審議のうえご決定承りますようよろしくお願いいたします。また、事務的な事項に関することについては別添事務報告書を配布させていただいておりますので参照願います。補足することは特にありません。以上でご説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。只今町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 1番目の安平町デジタル・トランスフォーメーションの、DXの推進計画の改定についてですが。これは10月に総務省が施策としてやっている中からフロントヤード改革というものは出てきているのではないかと思います。今日において私はDXを目指すものとしては手続きオンライン化でありまして、窓口対応を希望する町民に対しては待たせない、複数手続きを1か所でやると。そして丁重な相談対応と書かない窓口にしていくという認識をしていました。今回フロントヤード改革推進の中にはフロントヤードがバックヤードの一体的な改革の推進、横展開として総務省の方では協働BPO、これは複数市町村で同一業務を切り出して一定の業務量を確保した上で民

間業者に委託していくと。もう一つは窓口関連業務について、ある市町村が設立した地方独立行政法人の共同活動、いわゆる窓口地独を視野に入れた推進計画だろうと思っているのですが。これは働く者、町職員にとっては大変大きな課題になる、全く従来と違ってくる体制になるものであるものですし、我々利用する町民にとってもまた、従来とは違った形になるのではないかと考えているのです。そういう総務省の、狙っていると言ったらおかしいですが、改革していきたい方向性について今回の改定の中に町として視野というか、それなりに想定しているものを入れていないかを入れていないかをお聞きします。

〔池田情報担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 情報担当課長。

○情報担当課長（池田恵司君） 今回のDX推進計画の改定については議員おっしゃられたとおり、まず一つ改定の内容として自治体フロントヤードの改革モデルのプロジェクトでの総務省が進めているものの内容を記載したものとなっています。

只今議員がおっしゃられたさまざまな具体的な施策については、今回町が改定、当初策定した計画というのが令和5年から8年度までの4年間の計画となっています。これまで全員協議会やさまざまな場面でこのフロントヤードの内容について説明をさせていただかせてきたところですが、実際に具体的にこの計画を実行していくには次期総合計画の中で目指していきたいところは説明させていただいたところですが、今回の改定については令和8年度、来年までの計画として、フロントヤードについては今後を見据えた内容の検討を進めていく内容になっています。

当然、窓口業務の委託とかやっている、大きな市ではすでにやっているとは存じますが、そこが安平町にとってメリットがあるのかは、そこも検討材料の一つではあると思いますが、ここも次期のDX推進計画の中で具体的な施策、どうしたら2040年を目指した職員また住民にとって良い計画になるかはその中で検討していく考えです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 4番ぬくもりの湯のレジオネラ属菌の件と5番の株式会社トラストバンクとの件の中で確認させてください。

ぬくもりの湯に関して、自宅のお風呂が使えずぬくもりを常用されている方がいらっしゃると思うのですが、昨日町からのLINEでひまわりの湯をご利用

用くださいというご案内が来たのですが、そういう方たち、判明している分だけでもいいのですが、そういう方々への周知。LINE使えていないのではないかと思いますのですが、そういう周知をされたかどうか1点。

それと5番のトラストバンクとの連携協定の関係ですが、下の方に、あくまでも確認です。連携事項の中で企業版ふるさとチョイスを活用した地域内産業・教育・医療等への支援事業となっているのですが、これは何かをイメージしてこの事項に入れたのか。この2点お願いします。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） まずぬくもりの湯のレジオネラ属菌の検出の関係ですが、先ほど町長からもありましたがまずご利用いただいている皆さんにご不便をおかけして、さらに町民の皆さんにご心配をおかけしていますことにまずお詫びいたします。そして議員が今おっしゃったご自宅のお風呂が使えなくてぬくもりの湯を利用されている方というところですが、実は昨日そういった方からご指摘いただきまして、我々そこまで考えが及んでいなくて大変申し訳なかったのですが、急遽昨日からひまわりの湯、特殊浴室があるのですが、そちらの空き時間を利用していただくようにしました。周知に関しては町のホームページと町の公式LINEでお知らせしていますが、実際、以前長期で休業した時にそういう対応をできていて、ご利用されている方が何人がいらっしゃるかと聞きしていますので、個別にまだ連絡できていませんが今日戻りましたら個別にご案内を差し上げたいと思います。

それから次のトラストバンクとの連携協定の関係で、企業版ふるさとチョイスを活用した産業との支援事項ですが、直接的に町の教育とか産業振興といったところに結びつくかというよりは企業版ふるさと納税も含めて新しい1市4町の馬産地という枠組みで、ふるさと納税のPRをしていくことによって今までとは違う方たちへ情報が届いて、そういった方々から新たなふるさと納税の寄付金があるのではないかと期待しています。そういったふるさと納税を通して各自治体の課題解決、ここに書かれている産業とか教育といったところへの振興に対して活用させていただいて持続可能なまちづくりを進めていきたいというイメージです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 2件目のトラストバンクの関係で補足します。私もこの協定式に出席し、安平町においては例えば苦小牧市さんがノーザンホースパークがあって、そこは乗馬体験もできる、といったところに安平町も敷地が跨が

っている形ですのでそういった連携をしながら、何か返礼品の物だけではなく、例えば名馬と記念撮影するとかいろんな物じゃないことも多くの競馬ファンにとっては魅力的な返礼品になり得るということでの商品開発をやってみましょうと。逆に当然難しさはあるのですが胆振だけでなく日高が馬産地としても有名ですので、そういったところでの牧場も逆に観光で開放している牧場もあるのですが、そうではない牧場に逆に迷惑になるそういったお客様も行くこともありますから。そういった周遊観光をどうやってルート化していくかとか。安平町においては軽種馬の社台グループということでノーザンだったり社台・追分ファーム等々ありますが、そこは市街地より遠いので町道ですね、道路がなかなか狭いとか今うちもやっていますが、そういったところが課題になっているので、そういった財源にもということでインフラも、さまざま打ち合わせさせていただきながらこれからさまざまな商品開発も含めて企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディング含めてやっていこうということで、今回を契機にスタートしていければなっていますし、またトラストバンクの社長は日高管内でもまだ今回の協定に入っていないところもありますから、そういったところも含めて広めていければというお話もされていました。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 私も今お話された5番目の株式会社トラストバンクとの連携協定の締結について1点お聞きしたいのですが。こちら新たに連携協定を締結されることによりまして事業を進める中で、また今までと違った新たな経費が要するかどうか、また、もし要するのであればいくらぐらいと概算しているか、わかる範囲で伺います。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） トラストバンクとの連携協定の関係で新たな経費が伴うかというご質問かと思うのですが。個人版のふるさと納税に関しては、トラストバンクは大手のポータルサイトのふるさとチョイスを運営していて、当町は以前から個人版ふるさと納税でふるさとチョイスと契約してすでにふるさと納税の受付をそちらで行ってしまっていて、寄付額に対して一定の割合で手数料が発生しています。そこを新たな経費が伴うかという個人版に関しては寄付が増えればその分、一定の割合で手数料も増えていくこととなります。

あと企業版の方に関しては最近トラストバンクでも始めたサービスですので当町ではまだ契約はしていません。そこも今後、町の契約規則に則って契約していった時に、そこも寄付が入れば一定の割合で手数料が発生するようになっていきます。支出は伴うこともありますが、ただ収入もそれなりに入ってくるようになりますので、デメリットはあまり考えられていませんのでメリットが大きいと判断しています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 4番のレジオネラ属菌に関することなのですが。これは出たから施設を閉めて清掃を心掛けているということだったのですが、原因というのはこういうふうに何度か繰り返すところで何か思い当たることがあるのか、原因もわからないということなのか確認をお願いします。

[村上総合支所長挙手]

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） レジオネラ属菌の原因ですが、まずぬくもりの湯の設備のご説明をしたいのですが、浴槽が全部で8つあります。そのうち2つが露天風呂、うち2つが水風呂、残りの4つが内風呂になっています。その露天風呂・水風呂・内風呂で濾過機が別々になっていまして、配管の系統も別になっています。本年7月にも露天風呂の方でレジオネラ属菌が検出されたのですが、露天風呂の方は系統が露天風呂だけ別になっていまして、さらに外にあるお風呂ということで外部から菌が入ってくる可能性は、そこはあると考えています。今回の内風呂に関しては内風呂4か所あるうち1か所の浴槽から60CFUが検出されたことになっています。4か所のうち1か所ですと、残りの浴槽も全部つながっていますので機械的なもの設備的なものは考えにくいだろうと考えています。それから日常の清掃方法もしっかりとしたマニュアルがありまして、それに基づいて実施していますし、マニュアルに書き切れていないところ、隅々のぬめりやなんかも手で確認しながら清掃していますので、清掃に関しても問題ないだろうと考えています。こういった状況から現段階ではどういったところが原因かは我々もまだ判断しきれない部分はあるのですが、年末か年始ぐらいに苫小牧保健所の方がぬくもりの湯に来られまして現地を調査していただけることになっていますので、もしかしたらそこでまた新たな原因のようなものが判明する可能性もあるのかなと考えています。

(理事者側 協議中)

○総合支所長(村上純一君) あと基本的に入浴される方は先にかけて湯で体を流してから大体入っていただくことになっていますが、そのまま湯船に浸かると当然そこで雑菌が湯の方に流れていくことも考えられますので。そういったいろいろな可能性はありますが、最終的には苦小牧保健所の方と相談しながら対応していきたいと考えています。

○議長(多田政拓君) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ、これで行政報告を終わります。

---

## ◎ 日程第7 一般質問

○議長(多田政拓君) 日程第7、一般質問を行います。

確認のため申し上げます。一般質問は一議員、質問と答弁を合わせて1時間以内の時間制限があります。また、議会運営委員長から報告のとおり、通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いいたします。理事者側の答弁もそのようお願いいたします。また、質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き、通告内容については必ず質問を行いますよう重ねてお願いいたします。なお、議場の前後に残り時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるようお願いいたします。

それでは通告順に発言を許します。はじめに2番米川恵美子議員の一般質問を許します。

### 【通告No.1 2番 米川 恵美子】

[米川議員挙手]

○議長(多田政拓君) 米川議員。

○2番(米川恵美子君) 2番米川です。よろしく申し上げます。

1、自然保護に対する町の考え方を伺います。自然保護を重視する考えから太陽光発電施設建設のための森林伐採を禁止する条例を制定してはどうかという事で伺います。さきに追分豊栄の土地における太陽光発電事業に反対する

町民運動が起こっています。この場所の開発事業については私も何度か発言してきましたけども、この度はこの場所だけでなく町全体の森林開発を規制する考え方のもとに質問をすることにしました。環境への影響を考えた町のガイドラインや条例制定を行ったことは高く評価していますし、さらにこの先は住宅街だけではなく森林伐採をしてのメガソーラー事業を禁止するということが条例の中に盛り込んではいかがかなと考えていますが、いかがですか。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 太陽光発電設備設置の規制については、ゼロカーボン推進協議会におきましてもすでに議論を始めているところです。この協議会には委員さんのほか北海道大学の山中教授など有識者もアドバイザーとして参画していただいていますので、その方たちのご意見も伺いながら新たな条例制定ではなく既存の安平町太陽光発電施設の設置に関する条例の改正に向けて検討を進めていきたいと考えています。

なお、検討にあたりましては国の法律、森林法とか農地法などとの整合性や当町で進めています再生可能エネルギー促進とのバランス、また私有財産権や事業の自由への配慮を踏まえた慎重な検討が必要となり、上位法に準拠した上での規制を検討することとなりますのでご承知おきください。

〔米川議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 昨日の新聞報道を見ましたら政府でも2027年以降の新規にメガソーラー事業をるところへの支援補助は止める方向で検討に入ったという新聞記事がありましたので。ここの町としても森林を伐採してまでのメガソーラー建設を許可しない方向でぜひ条例制定をお願いしたいと思いません。

条例制定に向けての日程的なものは、まだ決まっていないのでしょうか。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 具体的にいつ頃というものはまだ決まっていますが、ゼロカーボン推進協議会、今3か月に1回の頻度で開催しているのですが、この間議論を始めたいと言いますか情報提供しましてこういう検討もしていくという議論を行っていますので、そこのゼロカーボン推進協議会での議論、その後例えば条例改正となりますと当然パブリックコメント実施

等々なかなか期間がかかる案件ですので、そこら辺を含めて慎重に議論は進めていきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今、政府の方でのメガソーラーの支援の見直しが新聞報道であった、それも踏まえてですが、今北海道だったり国だったりメガソーラーについてのさまざまところで問題化になっているところの対応だと思っています。安平町においては先ほど米川議員がおっしゃられたように市街地のコントロール、規制はできていますが、それ以外のところは個別の国の法律に委ねていますので、そこを安平町として作っていい場所と、そうではない場所と、きちんと明確化していけるようなことを既存の条例の一部改正の手法なのか、さらにはそれにプラス例えば景観条例を設けていくのかといったことがやはり時間もかかりますが、そうしないといろんな場所が対象になってきますので、先ほど申し上げた権利の部分もありますから、そこは時間がかかるかもしれませんがさまざまな自治体の先行事例、条例の改正等の事案も参考にさせていただきながらきちんと前に進めていきたいと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 時間かかるということはよくわかりますし、国の方でも大規模なメガソーラー建設に対するいろんな弊害については考えているようですのでね。今後、町としてもこれだけ自然豊かな本当に私は良い町だと思っているのです。人生の晩年にここを選んで暮らしたことが本当に良かったと思っているのですが、やはり心配事は一つでも無い方がいいのでね、ぜひ条例制定に向けて頑張ってくださいと思います。

次、追分ラ・ラ・タウンの街路樹は伐採して景観に配慮してはどうかということで質問します。ナナカマドは伐採されて土の枡だけになっているところが多い上に残っている木もカビや枝折れで景観が悪くなっています。低木の植栽や花いっぱい運動により花壇にすることを提言するが町の考え方を伺います。花いっぱい運動の時に団地の方たちが花を植えていますので、それは多分ボランティア行為として団地の人たちはこれからもしていただければと思うのですが、その辺のしっかりとした位置づけを、木を植えるのかそれともこれから花を植えていくのかという位置づけをしっかりと出して、これからもあそこの団地の、綺麗な団地という選ばれる町並みということでいろいろと事業を考えていただきたいと思います。ちなみにこれは令和5年9月定例会においても一般質問させていただきまして、その時は来年度予算に向けて植樹

を考えると言っていたのですが、未だに何もできていません。その時の状況からさらに今はナナカマドの木が伐採されて木が植えられているところの方が少ないし、植えられている木も本当に惨めな姿で植えられていますのでね。ここはぜひ町の団地で綺麗な団地だということで、建物も本当に素晴らしい建物が多いので、選ばれる町になるための方法として考えていただきたいと思います。

〔塩谷土木公園担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） ラ・ラ・タウン内の街路樹の管理については、令和5年9月定例会の一般質問の中で町内会と相談しながら進めていることについてご答弁させていただいたところです。現在、植樹マスの数が1つ減って75か所。そのうち街路樹であるナナカマドが植栽されている柵は30か所。すでに街路樹が無く草花等が植栽されている箇所が24か所。街路樹はすでに伐採されているのですが、切り株が残っている柵が21か所あります。街路樹であるナナカマドは景観の向上や環境改善、交通安全を目的に植樹されたものですが、反面ナナカマドは病気にかかりやすい一面も持っており、腐朽や倒木の原因にもなっています。議員がおっしゃるとおり花いっぱい運動で一定期間花を植えて景観を向上させることも一つのアイデアだと思いますが、建設課としては、これまでどおり町内会と協議をしながら進めていきたいと考えています。

〔米川議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 景観に配慮して木を植え直していくという、その考え方を伺いましたけど。何年先とかという先の見通しはどうなっていますか。

〔塩谷土木公園担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） この植樹柵の今後の運びですが、一応町内会とご相談させていただいている中でお聞きしていますが、まずナナカマドというか樹木を植えることについて賛成されている方もおりますし、逆に木を切っしてほしいということで反対されている方がいると聞いています。この辺で町内会の意向を聞きながら進めていきたいと我々は思っているのですが、その辺のとりまとめが難しくなっている部分もありますので、何年先にこうしますということは今の段階では申し上げることができません。

[米川議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 追分は合併以来2100人ぐらいの人口が減っています。地域的に高齢化も進んでいますので、それを考えましたらいろんな意味で暮らしやすさ一重の支援だけでなく、こういう環境への配慮も必要ではないかと考えています。ごめんなさい、追分だけって言いましたけども安平町全体のことでした。

では次に移ります。協働のまちづくりを推進するための考え方を伺います。町民の人材育成に力を入れること、町民の活動、運営費となっていますが費は取り除いて運営。活動費の面で支援してはいかがか。また、あびらポイントの活用も広く考えてはどうかということで提言します。財源は地域おこし協力隊に頼ることを減少させることによって捻出してはどうか。地域おこし協力隊の人数と財源が交付税措置をされない経費は全体でいくらなのかも合わせて伺います。

はじめに町民の人材育成に力を入れることですが、これは町民自らが自分たちの幸せのために動きたいという方は結構いらっしゃるのではないかと思います。高齢者でもお元気な方が多いので、お誘いしたら何かしら一緒に活動してくれる方もいらっしゃるかと思います。それで大人のやりたい楽しいことを支援する取り組みを進めてまいりますと、教育長の教育行政執行方針の中で述べていますが、これは人材育成をすることによってこの教育長の方針で述べられたことが達成されるのではないかなと思いますけども。まず、この人材育成に力を入れることについて答弁をお願いします。

[山口まちづくり担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 只今の質問にお答えします。はじめに私の方からは協働のまちづくりの推進の観点から町民の人材育成に力を入れること、町民の活動を運営・活動費の面で支援していくかどうかという点と、地域おこし協力隊員の人数と特別交付税措置の状況についてご説明させていただき、その後あびらポイントの活用については健康福祉担当課長より答弁させていただきますのでよろしくをお願いします。

それではまず町民の人材育成に力を入れること、町民の活動を運営・活動費の面で支援の部分についてご説明します。協働のまちづくりの推進については第2次安平町総合計画、後期基本計画の中で安平町まちづくり基本条例の理念に基づき自治の主役である町民や各種団体・NPO法人と行政それぞれの役割を活かし、補完し、協力し合いながら地域活動を解決して行くまちづくりを目

指しますと明記しているところです。こうした施策の方向性に基つきながら協働のまちづくりを推進しているところです。この具体的な支援事業の1つとして、まちづくり事業支援交付金制度が用意され、自治会・町内会・ボランティア団体・NPO団体等が行う地域に密着した自主的なまちづくり事業に関して交付金による支援を行っているところです。引き続きこうした広域的な活動やボランティア活動が安定的に行われるよう人材育成の観点を含め地域で活動する福祉団体やNPO団体等への支援に努めていきたいと考えています。

次に地域おこし協力隊の人数と地域おこし協力隊員活用経費にかかる財源内訳についてご説明します。まず地域おこし協力隊の人数については令和7年12月1日時点で23人の隊員が活動しています。また、地域おこし協力隊の活用経費の主たる財源となっている特別交付税措置の状況については、国へ提出しています地域おこし協力隊に対する経費調べ、いわゆるルール分に基づく報告内容を用いてその金額についてご説明します。令和6年度分の数字になりますが、地域おこし協力隊に要する総事業費は8831万3000円。そのうち交付税措置の対象額は8796万8000円。交付率は99.6%となっています。この総事業費から特別交付税の対象額を差し引いた34万5000円が安平町の一般財源となっています。

続きまして、あびらポイントの活用について健康福祉課長よりご説明します。

[小板橋健康福祉担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君） あびらポイント付与に関するご質問についてはこれまで何度か同様のご質問をいただいておりますが、ボランティアポイントに関する町の考え方についてご答弁申し上げます。

ご質問をいただいております個人活動または団体活動におけるボランティアに対するポイント付与については、現行対象外とさせていただいている理由として次の2点が主なものとなります。

1つ目として活動の内容を公平に確認することが難しいためです。どこで、どのぐらいの時間で、どのような内容で、誰のために行われたものか非常に多様なケースが想定されます。仮に個人や団体で実施された場合は、申請をしてくださいという制度にしますと一つ一つの活動について町または社会福祉協議会が事実確認を行う必要があります。その際に活動のすべてを証明できる書類や記録が無い場合が想定されること、すべての活動内容について毎回実施のたびに双方への確認が必要となることで双方の負担が大きくなることなどの課題があり、公平性を保ちながらポイント付与することが困難な状況になります。

2つ目としてご近所同士の支え合いや見守りへのご協力といった活動は安

平町の暮らしを支えるうえで大変大きな役割を果たしていると考えていますが、どこまでをボランティアとして認めるかといった線引きが難しいため、個人や団体が行う活動については、ポイント付与を行わないという位置づけとなっています。

以上のことから、社会福祉協議会が主催する事業に対象を絞り込み、行政が支援していくということで一定の整理をさせていただき、事業自体の出席数・参加数の増加につなげることを目的の一つとして現在にいたっています。町としては町民の皆さんのボランティア活動は、このポイント付与に関係なく大切な活動であることは十分認識をしており、価値が低いとかポイント付与に値しないというものではありませんので、これまで同様現行のまま取り扱っていきたいと考えていますのでご理解を賜りたいと思います。

〔米川議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） はじめの人材育成に力を入れることですが。これは地域おこし協力がこれだけ人数いるのに、どこでどんな活動をしているのかっていうのが町の中では全然見えないのですよね。それで高齢者支援として私はいろんな事業を今までやってまいりましたが、協力してくれる人、あとに続くくれる人がなくて、凄く好評だったのですが止めざるを得なくなったという事業もあるものですからね。それで人材育成に力を入れてほしいという要望を出しています。実際にNPOだとか登録して大きな団体を立ち上げなくても、小さなグループの中で活動することも可能ではないかなと思っています。実際、足腰しゃんしゃん教室が無くなりまして、私も腰痛で姿勢が悪くなったっていうのも言われるものですからね。それで足腰しゃんしゃん教室に通うことにしたのですが、事業が半減してしまったので。たまたま追分クリニックでリハビリの体操ということを宣伝されていまして、それに通って指導者になろうかなと思ったのですが、秋の6回行程に何回も行けない、日程的に合わなくて行けなくてそれも断念してしまったのです。仲間たちに聞きましたら追分クリニックのリハビリにお金をかけて行っている方もいらっしゃいますし、日常的にそういう医療機関に行かなくても辛いとか困っている方は高齢になると結構聞くんですよ。そういう意味では誰かを誘って私自身もお勉強して、まず小さいけれども何人かの、数人のグループかもわからないけども助け合うような仕組みを作りたいと思った時に高齢者で難しいのですよね。いろんな呼びかけとか指導してくれる方への働きかけとか、そういうのが凄く難しいのでね。そういうことを考えた上で人材育成に力を入れてほしいという、そういう具体的な例を今挙げましたが、そう考えた上でお願いしているのですけども。それはNPOだとかができるのであればいいですけど、そうではない小さなグループの中で活動していく、そういう人たちを育成してほしいと思いますが、何か方法あ

りませんか。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 介護の分野で、高齢者の身体的・精神的・社会的活動の低下がフレイルになるというところで介護予防事業を進めていますが、そういった観点から住民主体の介護予防事業として10月28日から12月2日までの期間で安平シルリハ体操指導士養成講習会を6日間実施しました。24名の方が12月9日に町長より認定書を授与されています。指導士の年齢構成は下は39歳から79歳までとなっており、現在指導士の方々がLINEグループの登録をしまして実際にサロンと老人クラブとかで活動をしています。今後の活動については自主的に活動していただき、HARP北海道リハビリテーション専門職協会と生活支援コーディネーターが側面的にサポートする形を取っていきたいと思っています。しゃんしゃん教室は主要な参加者80名程度のアプローチとなりますが、指導士が今後も増えることになれば理論上は高齢者人口2680人へのアプローチが可能になることと、住民自らが主体的に介護予防活動ができるようになることで年齢問わず安平町も元気になっていくと考えています。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今、阿部課長が話をしていたシルバーリハビリ体操指導士の修了式に私も参加をし、何人か来られない方も天気が悪くて居ましたけど24名の方が第6回の講座をすべてクリアし、私もテキスト見ましたが相当難しい内容のものを勉強していただいて、そして各地域でその活動を通しての今米川議員がおっしゃっていただいたような活動をしていただけるということで。その講座に来る方に対しても先ほどおっしゃっていただいたポイントあびらもきちんと付与しておりますし、また地域おこし協力隊の方もこの24名の中に複数人います。ちょうど前段であびら女性の集いが追分公民館であって、私も参加しましたが、その後半の講師となっていた吉藤さんは福祉施設に地域おこし協力隊員として入りながら、笑いヨガという活動も地域で呼ばれたら出向いてやっておられる。地域おこし協力隊としての本務に加えてボランティア活動も地域おこし協力隊員の方もされています。隊員も何人もいますが、その中で個別にボランティア活動をされている方もいらっしゃいますので、なかなかお会いする機会が無い方も当然いると思いますが、さまざまな形でまちづくりに大きな貢献をしていただいている隊員がほとんどですので、そこら辺についてもご承知いただければと思っています。

[米川議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私は割と人の中に入っていろいろな活動している方だと思っているのですが、今町長のご説明を受けたような、そういう人たちが会ったことがないのですよね。それでももう少し、もしも高齢者支援として有効な活動をしている人がいらっしゃるのだったら、もう少し広くお知らせしていただきたいと思います。そしてまた参加しやすい場所だとか環境だとかを作っていただきたいと思います。

それで私、ここで言った人材育成というのは地域おこし協力隊はだいたい3年の任期で変わりますよね。そうではなくて、ずっと長く地元で生活している人たちにいろいろなことで先頭に立って、楽しいことにしても体にいいことにしても先頭に立って活動してくださるような方の人材育成をお願いしたいと思ったのですが。まだそこまでは、考えていないと言ったら失礼ですが、何か方法はお持ちでしょうか。お伺いします。

[及川町長 挙手]

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） まさしく今、米川議員がおっしゃった人材育成が新しい試みとしてシルバーリハビリ体操、ただ受講者じゃなくてその卒業された24名の方が地域に行って講師役となって、一人でできなかつたら複数人でチームを組んで地域の健康増進のためにやっていただく、本当にいい実例が今スタートしましたので、こういう考え方に基づいて地域おこし協力隊員頼みではなく、地域の方たちが先生役になって、例えばデジタル人材育成もまさしく隊員でいますが、その卒業生の町民の方が今度講師になって短期プログラムの先生役になっていたり、あびらチャンネルもそうですが取材する、職員でなくても、町民の方が取材して撮影して編集までしていただいて、そういったところに広がりを見ているので、高齢者の福祉だけでなく成年・成人といったところも対象に、幅広にさまざまなことを展開させていただいていますので。ご趣旨は十分にわかりましたので、ご提言いただいたことも踏まえてこれからもさらに努めてまいりたいと思います。

[米川議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） たいへん地域おこし協力隊の方には失礼なのですが、だけどずっと居てくださって、ずっと人間関係作った中で活動してくださるので

あれば顔も見えてやっていることも理解して、その方がやってくださることについていけるのですが、なかなかそういう姿が見えないものですから。今町長のご説明にありましたようにシルバーリハビリ体操だとか、そういう何かのきっかけを持って町民自らが指導するとか、それに参加している、知っている人が教えてくれるなら参加しやすいとか、そういう環境づくりをお願いしたいと思います。

それからあびらポイントの活用についてですが、これは何度も私から質問して断られていますが。町長も行政執行方針の中で地域活性化を図るためのポイント会員と加盟店の増加などに対して支援してまいりますとありますが、あびらポイントの活用の普及が重要と考えているのは町長も同じだと思うのですが、私自身もこれは先ほど言ったように町の中に入って何かをやって指導してくれるとか、リードしてくれる方たちに対してポイントを差し上げることでその意識を高める、そういう事業をしようという意識を高めることにもなるのではないかと。わずか1ポイント50円ですからね。それでも塵も積もればですからいいんじゃないかなって。あ、1回ポイント。事業に参加した時に50円貰えるんじゃないかなって。そうですね。介護者を支える会が無くなりましたけども、その時に私も役員していましたのでね。確か1回50円だったと思いますけど。そういうふうにして活動する人の励みになるような意味でポイントを付与してはいかかかなと思ったのですが。これはどれほどの信用度を持って事業をやっているかということの判断が難しいというのですが、登録制にするとか何か方法はあるのではないかと考えたものですから。今後もう少し考えていただきたいと思います。追分クリニックのことについても、また何度か実施するように町の方からも働きかけしていただきたいと思います。そうしましたら参加したいと思っています。

それから地域おこし協力隊の方の経費ですが、これはお聞きしたら町費から僅かしか出ていないというのですが。これ金額の問題でなくて、大変ありがたいと本当は思わなければならないのですが。ただ町の中に姿が見えないことが本当に残念です。せっかく国が制度を作ってくれたのに誰が何をやっているのか見えないって、その辺のところも含めてもう少し広報してほしいと思います。そうしたら、もっと元気だとか嬉しいとか、幸せだと感じる日常生活の中でささやかでもそういうことを感じる人が増えてきて医療費やら介護費の抑制につながればいいかなと思っています。このことについても先に答弁いただいていますのでいいです。今後考えていっていただきたいと思います。

では次に移ります。介護予防と日常生活圏域ニーズ調査についてですが。これ調査の目的は何なのかと、結果は何にどのように活用するのかを伺います。この調査対象者は、どういう人だったのかも伺います。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてですが、対象者は65歳以上で要支援1・2の認定を受けている方及び認定を受けていない方になっています。調査対象者の方に、お手紙でも調査の目的や活用方法について詳しく記載させていただいていますが、調査の目的は令和9年度から令和11年度における第10期介護保険事業計画を策定するために実施している調査で、計画策定にあたっての資料とさせていただくことはもとより、介護予防施策の立案などにも活用させていただいています。

また、調査は強制ではなく任意であり、お答えになりたくない質問には回答を不要としており、個人情報についても適切に管理させていただくことをお聞きしています。

〔米川議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） これは全員に調査票を送ったわけではないですよね。65歳以上の町内に、何人いらっしゃいますか。たまたま主人の名前で調査票が届いていますが、どういう選定で調査票を配布しているのか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 今回の調査については65歳以上で要支援1・2の認定を受けている方、要介護認定を受けていない方の対象者のうち700名を無作為に抽出して調査票を送付させていただきました。

〔米川議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 65歳以上の高齢者って何名いますか。何名いて、そのうちのこの700名なのか。どうして700名なのか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 今月時点では事務報告に記載させていただいていますが、大体2680名程度、もうちょっと下かもしれないですけど、そのうちの700名程度の方に無作為に調査票を送らせていただいています。

[米川議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） どうして700名なのですか。全員の調査をして全員の生活ニーズというか生活支援を探って行って、それを本人の幸せにつなげていくのが行政の仕事だと思うのですが。2680名のなかたった700名じゃなくて、どうして全員にしなかったのか。これで700名の方の調査をして、何を得てどう事業に活用していこうとしているのか伺います。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 700名を無造作に抽出させていただいた部分についてですが、

○町長（及川秀一郎君） 無作為。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 無作為ですね。国の方から安平町は700件程度調査して、最終的に400名程度のサンプルが集まると介護保険事業計画として最適のサンプルが抽出できたということ国の方から指示がありまして、その指示どおりにやっています。2680名を調査できれば一番良いのですが、コストと職員の労力も凄くかかりますので、そこはただ700件を無作為に抽出した部分と2680名全員を調査した部分で、統計上はそんなに調査基礎資料としてブレるものではないという国のアドバイスもありつつそうしています。

どういったことという部分ですが、介護保険計画の中で介護予防施策の中でこういった調査をしながらどういったサービスが必要なのかの部分の基礎資料としています。

[米川議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 主人のような元気な者のアンケートよりも、もっと支援が必要な人の生活状況を調べた方がいいんだろうと思いますけどね。たまたま無作為で抽出したということですので、そういう人も網にかかってくるんだろうとは思いますが。

だけど国の要請というけど、町としてはどう考えているのか。多様なニーズをどう把握しているのか。65歳以上でなくても後期高齢者の全員だけでも身体状況とか生活状況とかの調査が行われているのかどうか。それを行った上で町の福祉行政に反映していくべきでないかなと思いますけども、その辺はどうなのでしょう。考えていませんか。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） こちらは安平町の調査ではあるのですが、国の方から交付金のようなものもいただきながらニーズ調査をしている部分もあって、介護保険計画を作るには必ずニーズ調査をしなければならないと決められていまして。国も安平町のオプション項目というものがあって、国の指定する必須項目も今回の調査には含まれています。国は個人が識別されない形で厚生労働省が管理するデータベース、見える化システムに今回の項目については搭載され、必要時に応じて集計分析し国の介護施策にも反映されています。今回初めて安平町でも実施するのですが、在宅介護実態調査をしています。要介護認定調査時に認定調査員が聞き取りでアンケートを回収しています。大体調査件数は60件から70件程度になる予定です。こういった在宅介護実態調査もやりつつ、住み慣れた地域で長く暮らしていただくための調査にしたい部分と、介護者の方にも調査しますので介護者の方の就労状況といったことも聞き取り対象になっています。

[米川議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 介護の要支援とか介護対象になっていた人たちは介護支援センターの方でケアマネージャーから生活状況などを聞かれて、または自分の要望をケアマネージャーにお伝えしたりして生活に支障なく暮らしているとおっしゃっている方、何人も私は聞いています。いろんな、例えば福祉灯油のような制度があったりすると、それもケアマネージャーさんから教えていただいて提出しているとか、そういうふうにして町としての取り組みの中で介護の世話になっている人はそれはそれでいいんだろうと思うのですが。けど世話になれないでいる人たちはどうするのかと、私はそこを心配するのですよね。例えば、もうお亡くなりになりましたけど年間86万円ぐらいの年金で、本当に冬の間厚着して火も点けないで暮らしている方、よく知っています。子どもさんが農家に嫁いだからそちらからお米とか野菜とか運んでもらっているとは言いますが、それだけでは暮らしていけませんのでね。そういう方たちの生活をお聞きしましたら福祉の世話になるのは嫌だって言うんですよね。自分でできることは自分で暮らしたいって。歳をとっていますから本当に戦後の苦しい時期を生き抜いてきた人たちですから。あまりお国の世話になるのは申し訳ないかなという気持ちが強いのです。現在でも、主人も戦中生まれですから辛抱強い人は今の高齢者の中にいらっしゃるんだろうと思います。だから町独自の調査をして支援体制を十分に作っていただきたいと思います。

質問の中に現在幸せですかとか、いくらの生活費で暮らしていますかとか、

本当に何でこんなこと聞くのかと思うようなデリカシーの部分の質問もありましたからね。だからそこまで心配をするのであれば、もっときめ細やかにいろんな人の、多くの方の調査をして支援体制を作っていただきたいと思いますけどね。安平町としての独自の体制づくりは何かありますか。高齢者で困っていることを、我慢しながら暮らしていることの調査をして支援につなげていきたいというような体制づくりを考えているのかどうか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 介護の分野ではこのニーズ調査と高齢者の在宅の実態調査をもとに10期計画は作らせていただきたいと思いますが、介護の認定を受けていない方の生活もこのニーズ調査では調査をして。今、傾向としては最低限の生活保障に焦点を当てた福祉国家という理念からQOLの向上や幸福・自己実現に焦点を当てたウエルビーイングの理念というのにも焦点を当てた概念に今変わってきていますので、我々支援者としては後半でもっと能動的にアプローチすることが求められてきている実態もありますので。そういったところに今後力を入れながら、そういった調査も、項目も今後変えながらできたらと思っています。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほどからさまざま抽出調査で分析したり把握するだけでなく、もっと細かなというご指摘ですので。日頃から我々福祉関係だったり政策推進課も交えて地域ミーティングということで、社会福祉協議会も交えて本当に細かなエリアごとの単身者ご夫妻なのか、お子さんが今どういった状況で来ているのかって1件1件大体地域の方に把握に努めていますし、また先般民生・児童委員の皆様方に3年更新ということで変わって委嘱させていただきましたけど、まさしく心配事・困りごとといった相談役も民生委員・児童委員の皆さん方にやっていただきながら、最後の介護のケアマネージャーが申請の関係でって、まさしく同じような形で地域の方にそういった情報もお伝えいただくようなことを。それは国の制度かも知れませんが、安平町民の皆さん方に協力いただきながら今やらせていただいていますので、それですべてが網羅されているかはあるかも知れませんが、そういった細かな情報も民生委員さんから通じて把握しながら適時対応もしていますし、これからも対応していきたいなと思っています。

〔米川議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私は高齢者との付き合いが多いものですから。昨日も村上課長に調べてお返しいただきましたけどね。やっぱりこんなことはどうなんだ、あんなことはどうなんだって聞かれるのです。私自身が答えられないものですから昨日も伺いましたら、あとで調べてお返しいただきましたけどね。そういう役場職員ですから親切心はたくさん持っていらしたって、いろんな場面を想定して事業とか進めていっているんだろと思うのですが。けど役場の方まで声が届かない、届けられないという人たちもいますのでね。そういうことも民生委員とか福祉協力員の方たちの協力も求めながらぜひ声を上げられないでいる方たちの支援をしていただきたいと思います。

それでは次に移ります。追分ふれあいセンターい・ぶ・きの移譲についてですが。これも何度か伺っていますが、未だに具体的なことが発表されていませんのでね。今後の日程というか、それはどういうふうになっているのか伺います。

〔村上総合支所長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） いぶきの関係ですが、いぶき譲り受け後の利活用については昨年10月25日に開催された全員協議会において、その時点における利活用に関する町の考え方について3つの方向性をご説明し、その考え方は現在も変更ありませんが、再度ご説明したいと思います。

まず現在いぶきを利用されている各種団体の会議やボランティア活動などが引き続き利便性を損なうことなく利用できるように既存利用者の継続利用を基本に考えることが1点目。

次に他の公共施設からいぶきへ活動拠点を移すことを検討される団体やサークルなどを支援することが2点目。

そしていぶきの設置目的である町内の商工業や経済機能の拡大を図ることが3点目でして、現段階においてもこの3つの利活用に関する考え方から変更はありません。

現在、商工会では建設時に活用した国庫補助事業等で取得した財産の処分にかかる補助金の返還に関し関係機関に確認中であり、その後に商工会早来本所と追分支所の統合も含めて商工会員に丁寧に説明していく予定であるとお聞きしています。昨年10月25日の全員協議会では町への移管の時期については最短で令和8年度という可能性も視野にいれているというご説明もしていますが、現在の進捗状況を考えると息吹の町への年間スケジュールは後ろ倒しの可能性があるかと推測しています。

町としては商工会の協議状況を確認しながら、いぶきが町へ移管された際の

利活用について現在の考え方を基本として引き続き検討していきたいと考えています。

[米川議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） いぶきは立地的に場所的に行きやすい場所ですので、活用については私も期待するところがあるので、だけど何ら今まで発表されなかったものですからその後どうなっているのかなって。よもや立ち消えになったわけではないだろうなと思って再度質問させていただきました。今後よろしくをお願いします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。以上で2番米川恵美子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前 11時58分

---

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

一般質問を続けます。10番、高山正人議員の一般質問を許します。

**【通告No.2 10番 高山 正人】**

[高山議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 10番高山です。私は議題を一つということで北海道追分高等学校の存続について質問をさせていただきたいと思います。今までに数多く委員会・全員協議会や一般質問等たくさん重ねてきていますので、今までどんなことだったのかも一つこの学校のPRというか町民にわかっている部分では一つずつやっていければと考えていますのでよろしくお願いします。

それでは進めていきます。北海道追分高等学校の存続について現在の取り組

みと今後の方向性について伺います。(1)北海道追分高校の魅力化に関する具体的にどのような支援を行っているか伺います。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長(多田政拓君) 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長(佐々木英生君) 追分高等学校への支援としては従来より北海道追分高等学校教育振興会を通して各種検定料の補助、広報活動、学校説明会の充実、学校諸費及び通学費の補助に加えて安平町として近隣中学校への訪問やALTの派遣、選択授業に係る学社融合事業の実施、希望者への給食の実施を行ってまいりました。

今年度は特に北海道が高校と地域との連携・人材育成を行い、地域の活性化を図ることを目的として実施している北海道MA+CHプロジェクトと安平町が連携し、企業と連携した授業の共同実践や総合探究事業への参画を行うとともに、追分高校の教育活動を積極的に発信するとともに生徒募集に関する取り組みを強化するため追分高校パンフレットの刷新、イオン苫小牧店において学校説明会を実施するなどし、追分高等学校の魅力化に関する支援を実施しました。

〔高山議員 挙手〕

○議長(多田政拓君) 高山議員。

○10番(高山正人君) いつもどおり、しっかりといろんなことをサポートしているのかなとはいつも感心して聞いてはいるのです。ただ、いつも言われるとおり魅力化というこの言葉は、非常に幅広い深いものでもあるのです。浅いものでもありながら深いものでもある。表現の仕方が魅力化というけど、なかなかこれ何ぞやという、このインパクトがあるといったところにまだ辿り着けていないのかなと。いろんなことはやってくれているって、これはもうありがたいそのものであることは事実なんです。

じゃあ普通科と言われて、普通科はどういうものだと言われたら普通科にやることはこういうものですよって定義があってないような、要するに違う専門科があるようなところだったらこれだあれだって先行きが目に見えてわかる。将来的にどうしたらいいっていうのがよくわかるのですが、現状の時点では非常にアバウト。また中学校から高校に向かうといった時に、先に進路を考えてこの学校に進学しているかと言われたらこれもまた判断しにくい部分って、ちょうどこの年代であればまだ難しいのかなという部分があるから普通科という、満遍なくどこにでも向かえるようにするという意味で普通科というものがあるのかなと思うのですが。全体的に言うと広報活動の方が先進むかなと。

僕が期待しているのは魅力化というところにもうちょっと着地点を探さないといけなのではないかと思うのですが、この辺について今どう考えているか伺います。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 今、高山議員からお話がありましたとおり普通科といったところで定義というか難しい部分、それから魅力化といったところインパクトが足りないところをご意見のとおりかと思えます。

安平町教育委員会としては存続から教育の質を高めようということで、先ほどご答弁させていただいたことを中心に取り組んできています。この中で普通科と言えども特色を出していくことは大変重要かと思っています。ただ、今の時点でそこまでインパクトのあるものはないだろうというのはまさしくそのとおりですが、北海道の事業でもそうですが、これからの学校と地域・企業ですとかそういった連携の中でどういう授業づくりをしていくのかといったところで何とかインパクトを出せないか今年度も事業展開をしてまいりました。その中でこれを継続しながら何とか言われるところのインパクトというもの強く出していけるものを見つけていきたい、現状としてはそのように考えています。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 今、教育次長がおっしゃったとおり（2）に行くのかなと思うのですが。存続という言葉よりは、そこを超えていかないと。僕らが目指しているのは20人が集まればいいという設定ではなくて40人枠を超えてくれるといった魅力を出していかないと、どうしても毎年20人超えておけば毎年これでいいんだよねという違うところに行っちゃって、本当は定員40人だよというところを超えてくれて1.うん倍にならないとという僕の個人的な考えなんだけど、これは僕が間違っているのか、今の状態から言ってそれは遙か遠い難しい話ではないかって、どう考えているのかその辺についても伺います。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 定員の関係今お話あったとおり40人を超えて倍率も高く。これは現状的には難しいでしょうけれども、希望される生徒が増えて2クラスになるといったところは当然望ましいですし成果として大

変重要なこととは思ってはいませんが、ただ一方で追分高校を希望される町内・町外の生徒さんといったこれまでの傾向を見ると、その倍率が上がることによって志望校を変更してしまうという傾向も若干あつたりしますので、その人数よりも、人数が増えるというのは大変目指すべきところではありますが、その人数、あくまでも上のラインというよりどうしても下のラインに目が行ってしまう現実もあります。そのような中でも成果として魅力化を図ったうえで募集人員が増えるということはそれこそ魅力的な成果でございます。そういったことも視野に入れつつも、生徒の傾向も考えながら目標値は設定していかなければならないかなと考えています。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ちょっと私とはズレているんだなと一瞬思いました。確かにこの学校は町立ではないですから。北海道が運営している高校ですから。ということで考えると、うちはこのエリアでクリアすればいいという想定で教育委員会としては考えていらっしゃるというようなニュアンスに聞こえるんだけど。正直言って私にしてみれば魅力があるならもっと来るだろうって。魅力って言っているけど一体何と言ったら何も答える話ではなくてね。結果的にはこのギリギリ、ラインを超えていけばいいんじゃないかって、多かったら逆に来ませんって言われてしまうとこれ何か救いようがないとかやりようがないんじゃないかって。正直なところね。目指すなら1.0倍は行きたい。その半分の0.5でいいという話では当然ないのでね。私にしてみればね。どうして魅力を出して頑張っていて、よそから来てほしいと叫んでPRしているわけですから。こういったところを20人超えができればよっしゃという話ではないんじゃないかと思うんですけど、その辺についてお答えください。

〔井内教育長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 今、高山議員がおっしゃったこと、全くそうだなと思ってます。確かに1倍以上を超えてしまうと志願先の変更をして、また翌年は1倍を下回るということがあったとしても、それがあるから1倍超えを目指さないというのはそれはないと思うのです。

そして今現在の追分高校の魅力化についてです。一時は卒業生が1桁しかない時もありました。それが今現在着々と生徒数は増えてきています。ですので今年度の1年生も入学当初は30名を超える生徒が入学してくれました。魅力化については北海道立というところもありますので安平町の思いだけで一足飛びにこの魅力でいきますということはいけないだろうと。あるのであれば

今の時点である魅力をしっかりアピールしていきたいと。今の時点である追分高校の魅力は何かということで行くと、まずは少人数。一時的には減ってしまった生徒数を逆手に取って1学年1クラスという少人数を魅力として丁寧に子どもたちを見ていく。そして生徒一人一人のやりたいことをサポートしていくことが今の時点の魅力だろうと。そしてまた追分高校に入学してくる生徒さんのうちには一定数の生徒さんが中学時代にいろいろと困難を抱えながらも、その中でも追分高校でもう一度自分を見つめ直して自分の道を切り開いていきたいという生徒さんが一定数います。その生徒さんがしっかりと追分高校で自分の道を見つけて卒業していく。これも一つの魅力だろうと思っています。

そういったことを今年度についてはしっかりと広報していくということで、高校説明会などを苫小牧のイオンなどで行ったり、先ほど説明にもありましておりイオンで行ったりとか、または近隣の中学校にもしっかりとPRすることで今年度の高校の入学説明会があったのですが、それについては昨年29名の参加だったのが今年度は38名の生徒さんが参加してくれていると。ということは、こればかりはどうなるかはわかりませんが、この増えた状況を見ると来年度の生徒の募集についてもより一層増える可能性がある手応えは感じています。

ただし、その一方で高山議員がおっしゃる、わかりやすい、インパクトのある魅力とは何かと言った時には今現在の追分高校の良さはたくさんあります。魅力もたくさんあります。ただ、そのインパクトで言ったら、もしかしたらまた違った取り組みの仕方があるのかもしれないと感じています。

しかしながら、当初の質問の答弁に戻りますと20名そこそこで、毎年いたらいいなという考えは持ち合わせてはいません。しっかりとこれから、魅力があるのであれば存続から魅力へと移っているのですからしっかりと来てほしいと、それと行きたいと思える生徒さんがたくさんいるにはそれに越したことはないのではないかと思います。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） だいぶ私の意見に近づいてきたのかなって。こんな言い方おかしいかもしれないけど。でも普通から見るとちょっと違っているのかなって今まで感じていたのです。いろんなお話、いろんな会議を開いている中でやっていることは一生懸命やっているんだよということは僕らには伝わる。父兄にもかなりのところは伝わるんだろうと。でも子どもたち自身が追分高校という学校がどれだけ魅力があるのかなというところに視点が移るかどうかというところだと思うのです。最初からここがいいねって決めてきてくれる子どももいれば、迷って迷って最後に辿り着く部分も当然あると思うのです。でも、

子どもたちが選ぶ基準としては今現在の中でこういうことをやっているとか、ああいう実績があるとか、こういったものに対して特に特色があるというような流れがもっと子どもたちに見えてこない、結果的にあたふたした中での決定になっちゃう。もしくはそこに行ったけどやっぱりちょっと違ったかなという可能性も無きにしもあらず。当然どこの高校だっ行って見たけど自分の体質に合わないなという人も選択肢として間違っちゃったかなという子だっているわけですから。これは一概にそれが良いとか悪いとかという話ではないのですが。

今現在やっているところの、子どもたちに対する追分高校というスタンスをもうちょっと縮まってくるような形がないと、どこの中学校も生徒数は年々減っていったらいいわけ、その中で生き残りをかけている。たとえ道立であろうと何だろうと、私立であろうと少ない人数をとにかくどこかで私たちは募集し続けて追分高校を残していかなければならないというのが現実で、ここから先が何か違うこともまた訴えていかないと当然残っていけないんだろうと。うちの学校だけでなく、よその普通科の学校だっって同じことをずっと皆さん競争という言い方はおかしいかもしれないけどアピールをして学校に来ていただきたいということをしていってらっしゃると思うのですが。今後まだもう一歩先に進むとしたら、どんな方法があるのかなと考えていってらっしゃるのか伺います。

〔井内教育長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） この部分の答弁も難しいところがあるので。難しいところがあるというのは北海道立の高校であるということです。町の高校であればしっかりそこは打ち出すことはできるのですが、今現在、道内には道立高校を町立にというところはいくつか見られているのですが、教育行政の私の立場ではそれは選択肢にはありません。北海道立の高校としてあるのであればそこを連携をとって進めていきたいと考えています。

その中で今後の魅力ですが、1つは企業との連携というのは考えられるだろうと思っています。その布石となるかどうかは、そこまで行くかどうかはわかりませんが、今年度に関してもJRのヘルシーウォーキングというものがありました。せっかく安平町は鉄道の町として地元の特急が止まるJR駅を有しているのであれば、JRという企業とのつながりを持てるのではないかと思います。また、軽種馬産業。これらについても何かしら一緒に取り組みができないのかというところで、こちらの方からお声掛けはさせていただいています。また、それについて地元企業のところも関心をいただいています。ただ、そういった比較的大きな企業だけではなくて地元の企業とも毎年就職活動を行う前にしっかりと説明なども、就職に関しての心構えということを授業の中

で取り組んでいただいたりだとか企業連携といったところの一つあるのではないかと思っています。

一転、難しいだろうなと思うのがいわゆる偏差値学力というものです。もちろん国立大学への進学実績も選択肢に無いわけではありませんが、これは競争相手が多過ぎます。そこのところに行くというのは非常に難しいだろうというのがあります。

また、もう一つ。今現在の魅力を伸ばしていく考えでは今実は一番入学者数を急速に伸ばしているところがどこかという通信制の高校です。そこが公立高校・私立も含めて一番入学者の希望が多いのが通信制の高校。なぜ通信制の高校に生徒が集まるのか。その魅力は何なのか。それについて1点言えるとしたら、自分らしく、自分の学びたいこと、自分のやりたいことに挑戦できるということが自分のペースで、それが通信制の魅力だと言われています。しかし、通信制の場合はいくまでも通信制なので対面リアルな場面が少ないです。追分高校は高校3年生になると選択授業が全ての授業の半数を占めます。その中で自分のやりたいことを見つけて、そこに向かって自分を見つけることができる。これは先ほど私が答弁で話した追分高校に入って自分の道、自分のやりたかったことを見つけたことができたという3年生が少なくありませんので、この部分は今入学者数を増やしている通信制の高校とも十分張り合うことができるだろうと思っています。

また、その中で具体的な就職もしくは進学も含めて企業との連携、これが今の方向性として考えられるところかなと思っていますが、最初に戻りますが北海道立高校ですので、こういった取り組みに関してはしっかりと学校現場また北海道の道教委含めて連携協働しなければ進めにくいところがあると感じています。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） いろんな壁があるし、今やっていることも非常に大変魅力的なことも一生懸命やっつけらっしゃる。これはいい評価なんだと見ていいと私も思っています。

今教育長が言われたとおり、いろんな企業とも連携した形、地域に根ざしたというところと言うと、先日ある方とお会いした時にうちの町は軽種馬産業が非常に盛んな地域であるということで、馬事に関する担当をするような科を設けてはどうなんだろうと。これはあくまでも北海道の受け持ちですから、行政側が言う話ではないのかもしれないですが。地域と連携した形の中で特色がある学校を目指すという気持ちがあれば、これは職種としては非常にたくさんのその中でも職種がありますから、目指せるところとしては非常に魅力的ではないかというお話をさせてもらって、その中で地域で協力していただけるものだ

というふうに、ある程度教育に関しては馬を扱う専門の方が近くにいらっしゃる、施設があり。また、そういったところで多くの子どもたちが将来そういった職種に就きたいという子どもたちもいっぱいいらっしゃる。ただ、全国的に見ればなかなかそういう職種に特定している学校は数が少ないので、当然競争率も高いしなかなか思ったとおりにはいかない。日高の静内にもそういった学校がありますから、皆さんそういったところ注目されるかもしれないけど私の地域もこれだけ多くの軽種馬を排出している地域ですから、ここはこの一大産業の中で次の担い手といったところは技術系とはいえ普通学校には無い特色を出す機会を得られるのではないかと。これは協力をしていただける話をよく自分も話の中で聞くことができまして。いろんな場所の提供や実習もできるし。そういう課程であれば畜舎がなければ世話をすることができなかつたり、扱うのはどうしても時間的に幅があるので寮制をやらないといけないだろうと。そうすればそういったところの人を雇ったり施設を作ったりしていく。こういうことをやっていけば地域に根ざした子どもたちが、地域で育て一人前のその業種に就ける確率が上がる。それを全国的に地域の子どもたちもそうですが全国的に募集する。前にもうちの募集をかけて来なかったという残念な結果も見ましたが、でもそんな方法を一応取った経緯もあると考えたら、ホテル1室をとというのではなくて僕は全国的な規模で人数を募集して、その中で教育は寮生活を送りながらいろんな馬に関するお世話ができる、もしくは調教ができたり馬術といった競技にも参加できるような形態ができるのではないかと。でも、あくまでもこれは北海道の高校で、追分高校ですから。ただ、地域としていろんなことを手伝えるもしくは参加するという、フォローができるのであればこの地域にとっては非常に魅力的なものがあるので、ぜひともこれはうちの町からとにかく道に対してお願いができるようなスタイルがもし取れれば、これは私が言っている個人的な意見ですから、あくまでの個人の意見ですけれども、行政側としてはこんなもん急に振られて急に答えられるかといったら決定権あるわけではないですから。その辺についてももしお伺いできれば質問したいと思えます。

- 議長（多田政拓君） ちょっとお待ちください。高山議員確認させてください。今の質問は通告文の3番に該当すると理解してよろしいですか。
- 10番（高山正人君） 4番目でお願いできますか。
- 議長（多田政拓君） 3番目の通告は、後ほどということでもよろしいですね。
- 10番（高山正人君） はい。
- 議長（多田政拓君） 今、4番目の通告に従ってのご答弁をお願いします。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。
- 学校教育担当次長（佐々木英生君） 私の方から4番目の通告に基づいた答弁を

先にさせていただきたいと思います。

4番目に子どもたちが選びたくなる特色が必要だと思いましたが考え方を伺いますというご通告ですが、議員ご指摘のとおり少子化が進み高校進学先の選択肢も多様化する中で追分高校が生徒から選ばれる高校となる特色が必要だと考えています。

追分高校が生徒から選び続けられる高校であり続けるためには、単に通いやすさや経済的支援ばかりではなく、ここでしかできない学びや、ここに行きたい、ここに行かせたいと思える特色が不可欠であると認識しています。このことからより一層学校・地域・企業・関係機関とつながった学びを核とし、地域とのつながりを実践的な学び、少人数ならではの安心と挑戦の場となる学校づくりに向けた支援を進め、追分高校の魅力化に務めたいと考えています。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今答弁したことが基本的にはそのとおりで進めてきましたし、これからもそこが大切だろうと思っています。

先ほど井内教育長の方でも地域と町内の企業ということでJR北海道だったりという話も、私もさっき手を上げようとしたのはまさしく同じことだったので手を上げませんでした。誘致企業会でもずっと昔から高校にも町内企業の代表の方が行って実態を話していただいたり、また我々も参加するのですがアイリスオーヤマの今の会長さんも来ていただいてご講演いただいたり、高山議員もお聞きになったかもしれませんが春雪さぶ一の代表だったり。本当にいろんな方がトップな話を聞くような場も設けていただいているということです。あとは民間の地元の企業に就職してもらうところも前は進学率・就職率が100%というのも10年前は魅力だったり売りにしていた部分があるのですが、地元の企業に就職する方が少ないものですから。そういった地元の企業への就職率を高めていくというのも安平町内での生徒の魅力にもつながっていくし企業の応援にもさらにつながっていくんだろうなと思っています。

先ほど高山議員が提案の中での馬産地ということのキーワード。これ行政報告の中でも質問いただきましたけれども、それがまさしくトラストバンクさんと安平町だけでなく、安平町とはすでに契約しているのですが、日高も巻き込みながら今全国的に有名になっているドラマがあったり、いろんなことの追い風もあって関心も高まりながら大変さもちゃんと伝わってきているといったこともあろうかと思えますけれども、そういった馬産地振興。小・中学生もふるさと教育の中で軽種馬のノーザンだったりノーザンホースパークに行って学ばせていただいているのです。そこがまた今ご提言いただいたような追分高校、道立だとしても追分高校、地元だけでなくその近隣、日高を含めてかもしれませんが、そういった方が進学できる魅力ある学校づくりは非常に私ども行

政としても魅力があるのではないかと思っていました。

そういったことをやるにしても財政的なものも必要になってくるので、その目的に先ほど申し上げたようなふるさと納税制度を胆振と日高で連携しながらやっていきたいと思いますというのもまさしくその目的の趣旨、そこは先ほどの中ではそこまで詳しく言いませんでしたが、そういったところも視野に入れてやっていきたいという思いがありますが、繰り返しになりますが北海道教育委員会があります、北海道としてその門別競馬場で道営競馬もやっていますので、そういったところも何か接点としながら今回連携協定のお仲間になっていただいている新ひだか町の大野町長もそういったご経験がある方ですので、いずれにしてもそういった方たちとの連携を今回新たにスタートさせていただきましたので、そう言った観点からも今ご提言いただいたものも前向きに検討させていただければという思いです。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10 番（高山正人君） 何というか私が質問する時の確かにいいタイミングでこのトラストバンクというところに、前にチラッと町長がおっしゃってもうちょっと前に情報をいただいていたのですが、一応自分も考えていた時はもうちょっと先に考えていた構想がありまして、そこがそういったところも流れてきてくれて、非常に何か一步進めるんじゃないかなど。私が言っているのはあくまでも一人の議員が言っている構想的な話の一つかもしれません。ただ、道がやっているものに対して私たちの地域では何をしたいか。これはあくまでも道が言われるからうちがするという話ではないのでね。やっていただけるものはこれしていただけないだろうかというところは、こっちから持ち上げないといけない部分で、もしやろうとするのであればね。

ただ、これはぜひともしてほしいという要望もいっぱい聞いてまいりました。正直なところそうだよねって、うちにはこんな巨大な産業がありながら何一つというか何か疎通のある量が違い過ぎるよねって。だからそこは子どもたちとつなげる意味では全国に発信できる何か好材料じゃないのかなっていう気は感じていたところだったのです。

それと3番目はまだ聞いていなかったのであれなんです。普通科の限界というのが僕自身は思っていたのですが、普通科を止めろと言っているわけではなくて、普通科としては普通科の生き方、今募集してうまく行きそうだよという流れは消す理由は全く無くて、あくまでも違う魅力を発信する意味での、限界は多分普通科というのはなかなか難しいところにはいるだろうと私の勝手なところで、その回答はそちらからいただければと思いますが、ぜひともそういうところを。

現在 38 組来た。これが果たして全員が来るとは当然考えられない。でも去

年今年よりも来年多分良くなっていると期待感が持てると。もうちょっと頑張ればもっといける。本当にそこのラインに辿り着くかもしれない。でもそこに行ってくればいいな。学力・偏差値の問題がどうのこうのではなくて、学校としての魅力が一番大事で。結局学力は後からついてくるんだらうと。勉強していない自分がそんなこと言うのは変なのですが。そういったところは必要性があるのは当然わかっていますし。うちの町が分村した経緯から考えてもこの学校は非常に地域にとっては重要なところであることは生まれてこの方ずっとそのことを言い伝えられてきた人間としては重いものだと思っていますから。その辺はよく汲み取って貰えるかと思うのですが。

3番目の答えいただいていないので、まずはそこを聞いてから次に進みます。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 現在の高校を取り巻く環境については、少子化による生徒数の減少さらには都市部思考が進んでいる状況ですので、追分高校の募集状況についても現在の支援策だけで直ちに定員を安定的に満たすことは容易ではないと認識しています。

どのような学びができる高校なのか、卒業後にどのような将来が拓けるのかという教育内容・キャリア面の魅力を一層高めていく必要があると考えており、全国的にも特色のある普通科として魅力を高めていくことが志願者の増加・安定につながるものと考えています。

しかしながら、普通科の学級編成や募集の在り方については設置者である北海道教育委員会の所管事項ですので、町の支援や地域連携の取り組みを着実に進めた上で、その成果や地域のニーズを北海道教育委員会とも共有し、小規模であっても地域に必要とされる高校として存続できるよう模索していきたいと考えています。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） プラス思考イコールプラスになっていると感じてはいます。本当に一時の定員割れをするからどうしたらいいんだっていう、議会でいろいろ喧々譁々やった思い出もありますのでね。そこのところは抜けたよ。そしてプラスアルファになるよという今の状態の動き、また来年度に向けての今の状況とすれば好転しているんだな。これはこれで十分ここから先もそれで行っていただきたい。

先ほど言った部分ではないですがある程度の特化した形の地域としてここ

にはこういうものがあるぞと言わんばかり。最終ビッグレースがこれからある。この中でこの町生産だと、もしくは馬主だといった環境。これはどうしても活かしてほしい。テレビ局が一生懸命やってくれたあのドラマにしても、こういう面白さがある、魅力がある、大変さもあるっていっぺんに全部教えてくれましたのでね。こういうところは僕たちもそこを好機に一つの転換点として受け止めて。ぜひともこの道教委に向かって叫べるような体制を取っていただけないかと。それを再度確認させてください。

〔井内教育長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） ありがとうございます。先ほどの質問の中で今後普通科で大丈夫なのかというところで一つ数字をお伝えしたいと思います。今の北海道の15歳の人口が3.8万人、仮に約4万人としましょう。昨年、北海道で生まれた0歳児は2.2万人です。半減します。それぐらいの勢いで少子化が進んでいく中で、どの高校も非常に厳しい中で、残念ながら募集はありませんでしたが今現在も全国には門戸を広げています。そう考えていた時に魅力化に進んでいくという選択肢はこれは間違いなくそこが必要だろうという認識があります。

では、何をもってその魅力化に進むのかということについてはしっかりと見定めながら進めていくのですが、その中で安平町ならではの特色を活かしたところは十分選択肢に入ると思いますので、高山議員がおっしゃったことも選択肢の一つとして、まずは受け止めさせていただきたい。そして今現在の魅力化については今取り組んでいることをしっかりと着実にやっていきたい。そしてご提案いただいたものについては専門的な教員配置や施設整備だったり継続的な体制の確保、あとは相当程度の財政的・人的な負担も恐らく伴うだろうということが十分考えられますので、まずは調査研究をさせていただいた上でその調査研究の一環として、場合によっては実際に北海道教育委員会の方にも足を運んで行って話を聞いてみるなどもあるのかなと思います。

非常に今後の選択肢の中で一つの大きな提案をいただいたと受け止めさせていただきながら、まずは教育委員会としては調査研究に取り組みたいという所存です。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 教育長がおっしゃったその生徒数の減少の凄さ。これを聞いたら学校は半分いないという話になっちゃいますので。その中で生き残る話になる。これが本当に現実なんだし受け止めなければいけない。でも残した

い。だから何かをやる。何かをやるにはお金がかかる。でも何かやらないとそのままじゃ生き残れないというものなんだろうなと。僕らの暮らした時代は生徒がいっぱいて、弾かれてどこ行こうかという選択の仕方が逆でしたから、何とも今の時代は想定できなかったのですが。現実的に毎年毎年子どもたちの数が減っていく中で、子どもたちの将来何をしたいかもいろいろ年代とともに変わってきているのでね。これも一つチャレンジャーとして行政側としてできる範囲で教育委員会でやることは決められているんだろうとわかりますが、よその地域とは違う、子どもにやさしいプロジェクトをずっとやろうとしているわけだから、ここは先駆者の一人としてここを抜けていこうという気持ちをちょっと感じてきたので。自分の言っている意見が少しでもどこかで反映され、また実行に移せていただけるものなら、これは何としても協力は惜しまないつもりですので。そういったところのこれから先の動きを見たいと考えますので。新しいプロジェクトが生まれるように期待しています。

質問しないと最後駄目だという話ですから、プロジェクトは置きますかという質問をして終わります。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 高山議員から軽種馬産業にかかる科の新設などのご意見をいただきました。一般的には学科の新設は、例えば専門教員の確保とか、その学科に関わる実習施設の整備、安定的に志願者を確保できるかといったかなりハードルが高いと言われてはいますが、地域の産業を活かした学科の新設を考えますとそのハードルを僅かでも大きく下げることができると考えています。

安平町の中には追分高等学校存続支援協議会とか、追分高校を支える会とか、町内にもこの追分高校に関わる団体等がありますので、只今いただいたご意見含めてこれらの協議会ともさまざまなご意見をいただきながら、どうしても要望していくとか伝えるという、最後は形になってしまうと思いますが、一定程度中期的な視点を持ちながらそういう議論ができればと考えています。

〔井内教育長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 質問がプロジェクトを起ち上げるのかというお話だったと思うのですが。これは申し訳ありませんが今時点ではプロジェクトを起ち上げることは考えていません。

その前段階として、まずいただいたご提案があったことをしっかり受け止めさせていただいて、それを学校運営協議会や存続支援から魅力化に移っていま

すので、そういった会の中でこういった話がありましたとしっかり説明させていただきながら、委員会としてまずはプロジェクトを起ち上げるところまで行くのかどうかを調査研究させていただきたいと思います。

また、学科についても普通科の魅力はしっかりあるんだというお話も先ほどいただきましたから、今現在では普通科をしっかりとやっていきながらどのような魅力化が図られるのかというところ、その中の選択肢の一つとして、まずはいろいろなものを、あらゆるものを調査していきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。以上で10番高山正人議員の一般質問を終わります。

次に4番、鳥越真由美議員の一般質問を許します。

### 【通告No.3 4番 鳥越 真由美】

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 今回、私はまず1件目、安平町の学びを考えるという質問をさせていただきます。

本年6月議会にて追分地区の学校づくりのスケジュールやさまざまな配慮の必要性をお聞きしました。明日、第4回目が開催される追分の学校を考える会には前回3回まで参加させていただきました。そこではさまざまな年代や立場の方々が集い、課題や希望などそれぞれの立場や経験に基づいた意見を共有しながら進めていました。どのような学校を目指すのかは町民の皆様や追分の学校を考える会に参加されている方々にお願いして、私は今質問に集中し、学校という場所と学びの保障について安平町としての考え方を伺わせていただきます。

まずは（1）・（2）の学校は学校教育法による学校設備及び設置基準に基づいて設置されますが、その場所に通えない子どもが増えている現状を踏まえた上で今後改修予定の学校についての考え方を伺います。

（2）学校に設置することができない施設などはありますか。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） まず（1）のご質問ですが、不登校の子どもたちが年々増加していることは全国的な傾向であり、本町においても例外ではないと考えています。不登校は学校環境・集団の在り方・教育内容や指導方

法を含めた社会全体の課題として受け止めるとともに、通えない子どもたちに学びを保障するという視点が大事であると認識しています。

そのうえで学校施設としての在り方ですが、教室以外にも落ち着いて過ごせる小規模な居場所スペース、保健室や相談室と連携したカウンセリングスペース、少人数で過ごせるオープンスペースやラウンジ的な空間を設けて安心して過ごせる場所としての機能の強化など、不登校対策の視点を位置づけた学びと成長の機会を保障できる学校施設が望ましいと考えています。

次に2番目の法的に学校に設置することができない施設などはありますかというご質問ですが、基本的には学校は学校教育法に基づき設置された教育施設ですのでその施設・設備は児童生徒の学習及び心身の健全な発達のために用いられることが原則となりますが、例えば不登校支援のために教育支援室や適応指導教室的な機能を設けることや放課後子ども教室、学習支援スペースを設けることは可能と認識しています。

[鳥越議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 先ほども質問の中で子どもの人口が減少していることが話題になっていました。確かに現在進んでいる子どもの人口減少は、今の若い人たちや子どもたちの責任ではありません。当然ながら。人口が多い時代の私たちの世代は、先ほど教育長がおっしゃっていた人口が減っていくというイメージが想像しづらいの也有ります。追分中学校が建てられた17・18年ぐらい前、私現役でPTAだったのですが、その時と比べてもすでに教育に対する、国ですら少し考え方が変わってきているのではないかなと思っています。それを踏まえて質問させていただきます。

学校は子どもたちが一日のほとんどの時間を過ごす場所です。大人が子どもたちに提供する場所です。子どもたちがそれぞれの課題に向き合いながら過ごす場所でもあり、そうすると教室の大きさ、学校の規模はその時にいる子どもの数が基本になると思います。そうすると現在もしくは更新時の人数に合わせた教室の大きさになると思いますが確認させてください。いかがでしょう。

[佐々木学校教育担当次長 挙手]

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） それぞれの教室の大きさというよりも子どもの数が大きく関わってくるところは教室数が大きく変わってくるかなと思っています。それぞれの教室1つあたりの広さをどうするかはいろいろ議論があろうかと思いますが、交付金の基準に合わせた教室ですと、例えば10人でも30人でも一定程度の大きさということになりますし、この交付金を超えて

さらに大きな教室を設けることも交付金の対象にはならないとは思いますが、そういう教室を作っていくことも可能かと思っています。

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 追分中学校を作った時に、早来学園の時も児童生徒の数が基準になっていくのかなって思いますので。だから今早来学園はちょっと足りないみたいになっているんじゃないかなと思います。

クラス替えが無い小さい学校は、こども園からほとんど周りのメンバーが替わりません。9年だったり12年間同じ教室で過ごします。成長過程においてさまざまなことが起きる中で、どうしてもそこに馴染めない子どもが各学年に、居ない時もありますが1人や2人必ずと言っていいほど居るのも当然承知している、承知されていると思います。小さな学校だからこそ起きるこの現象なのですが、人数が少ない学校だからみんな仲いいよねみたいな、これは大人の幻想であって、なかなか子ども同士でも合う・合わないはあると思うので、そこから画一的に逃げ場のない学校という形も私は一因なんじゃないかなって考えていますが、見解を伺います。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 只今鳥越議員からありましたとおり、安平町のような小規模校は人間関係の固着化という課題は町内の学校それぞれあるかと思っています。

その中で少ない・多少多い、いろいろあるかと思いますがお話がありましたとおり児童生徒が一日の大半を過ごす場所でありますので、当然多少の人数差はあってもそれぞれの子どもの感覚というか馴染める・馴染めないといった部分もあろうかと思っていますので、その中でも例えば廊下とか教室といった中でどれだけ精神的な安心安全が担保できるようなつくりができるかといったところが重要なかと考えています。

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 最初の答弁の中に学校施設としての在り方として施設とか設備は児童生徒の学習及び心身の健全な発達のために用いられることが原則であるという答弁がありました。しかし、学校を更新するにあたって子どもたちがほとんどの時間を過ごす普通教室と言われるものが最優先で考えられ

ると思います。早来学園の時もやはりそうでした。そのために追分中学校もそうでした。音楽室・図書室・美術室・体育館・グラウンドなど、実際は子どもたちの情操を一番育むこの部分、特別教室と言われるところですが、重要視していないと言ったら違うかもしれませんが、ほとんど重要視していないのが追分中学校の時にすごく感じました。でも、その特別教室は学校だからこそ設置されるものであって、どこかに設置するものではないので。学校だからこそ設置されるこの特別教室に対する考え方をまず伺います。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 特別教室、音楽室といったところですが、なかなか重要視されていないというご意見でしたが。個人的なことになってしまうかもしれませんが、追分中学校を担当した時はどうしても結果を出せていなかったと言われればそうなのですが、生徒とか先生とか意見を聞きながらどういう環境がいいか、備品を用意すればいいかということは検討してまいりました。ただ、そこには面積的な制限だったり交付金の制限、全体事業費の制限もあって、言われるとおりどうしても普通教室よりは若干その他の教室は調整も考えにはあったかもしれません。

先の質問にもありましたが、普通教室の在り方、特別教室の重要性と言われるところは鳥越議員おっしゃられるとおりだと思いますので、今後どのような形で進んでいくかもあります。そこについては軽く見ることなく、その時々々の教育に合ったものを計画していきたいと考えています。

〔井内教育長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 今、鳥越議員がこれまで質問等で話されたことを同じように感じるころはあります。まずは学校という場所が子どもたちにとって、つまり幼児期から高校までもそうですが、本当に一日の大半をその中で過ごしているところ。もう一つは特に義務教育まで、中学校3年生までは人間関係も制約を受けてしまうと。つまりコミュニティの制約を非常に受けてしまうところはあるだろうと思います。そこで例えばコミュニティを変えたいと思ってもそこになかなか自由が利かない、もしくはちょっと一人になりたいなどいっても実は人数が多い方が一人にはなりやすく。それはこの言い方は語弊があるかもしれませんが、東京にいるのと小さい町にいるのだったらどちらが一人になりやすいかと。一人の時間・空間を得やすいかと考えた時には実は人数が多い方が一人の場所・時間・空間は得やすいものもあります。そういった中で安平町を含めて地方の小さい学校は今後ますますそういった面を含めて

考えていかなければならないだろうなというのが1点。

次は特別教室の在り方ですが、もしかしたら、ややもするとそういった面があったかもしれない。これは過去形で話をさせていただくのは早来学園についてはこの特別教室についてしっかりと重要な意味があるということで設計され建てられた学校となっています。

そして追分地区。まずは追分中学校においてもその重要性を認識していただき、そして今年度、家庭科室の今まで壁だったところを前面ガラス張りに変えたところ、家庭科室と真ん中のホールを一体的に使って地域の方と交流をしたり、そういった地域の方が保護者も含めてその家庭科室を使って調理をしてその場面を子どもたちが見たりとか、また美術室についても2階から1階に下ろし、そこで今後は地域の方もそういったところを使えるようになっていける、その可能性も含めた改修もかけ、追分中学校は1階に音楽室・家庭科室・美術室が揃っているものですから、そこを一体的に使えるような改修などもかけています。これらについては特別教室についてもしっかりと意味合いがあって、そこに学校の価値があると安平町の教育行政の考え方になるだろうなと思います。

また、もう1点だけ付け加えさせていただきますと、今まで学校というものは教室で知識を暗記する。そして覚えてそれをペーパーテストで発揮するというものが中心だったと思います。ただ、もし今私いい大人ですがスマートフォンを持った小学校5年生と、もし何かのクイズでもいいです、何かも問題解決でもいいです。勝負しようとなったら勝てる気がしません。私はスマートフォンを持っていない、けど大人です。いろいろ勉強してきました。でも自分の頭脳みそしかありません。目の前にいる小学5年生は、小学5年生かもしれないけど手元にスマートフォンを持っている。だとしたら何かをする時に私は勝てる気がしない。特にそれが知識を問う問題だった場合。つまり学校の中で知識を中心とした学びになっていくと、これは今もう時代が大きく変わってしまったとなるとコミュニケーションだったり、創意工夫だったり、クリエイティブなものも含めてですが、そのように学びが変わっているのであれば学校施設の在り方というものの、その中でも情操教育も含めて特別教室の在り方も従来とは変わった形になっていくのではないかなと思っていますので、質問の回答になりますと特別教室の考え方、しっかりそこに部分については重要視をしているというのが安平町の教育委員会の見解となります。

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） ここで佐々木課長の反省が聞かれるとは思いませんでしたが、次3番に移ります。

安平町生涯学習計画（教育大綱）「きょういく」について伺います。「学校

教育への多様な学びの保障」にある、安平町ならではの教育を平等に受け自分らしく成長できる環境の整備とはどのようなイメージを描いていますか。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 安平町ならではの教育を平等に受け、自分らしく成長できる環境の整備とは、子どもたち一人一人の特性や家庭環境・心身の状態の違いを尊重し、その違いに応じた多様な学び方を保障できる環境整備や家庭の経済状況や不登校・しょうがいの有無など、生まれ育った環境や現在の状況に関わらず必要な支援が受けられる環境整備をイメージしています。

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 文部科学省は最近、いつからなのかわからないですが、社会の変化に対応し生涯にわたって能動的に学び続ける力を育むため、指導の個別化、学習の個性化を実現するため、個別最適な学びを令和の日本型学校教育の要として提唱しています。個別最適な学びを安平町ではどのように受け止めていますか。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 個別最適な学びですが、なかなか表現が難しいのですが、その個々に合った学習進度だったり発達、個々に応じた学びというような最適な学びを提供していこうということだと考えています。

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 皆さんもご覧になったかもしれないですが、12月8日の北海道新聞に特集されていた多様化学校という特集があったかと思うのですが、私が一般質問送った翌日、日曜日に送ったのでそれが掲載されていまして驚いたのですが。道内でも開設の予定だったり準備を進められているところがあるみたいだなと思いました。素晴らしいと思ったのは公立であること、通いやすい、いくら札幌にあっても安平町からは行きにくい。通っている子どもも昔居ましたけど、なかなか大変そうだったので。その地域にあるというのは素晴らしいなと思いました。

そのうえで、多様な子どもが好きを見つける場所として。例えば教育長も先日行っていたと思うのですが安平で上映されていた川崎の夢パークの映画のような施設というのは、例えば学校内に設置するって、規模はあるとは思いますが、要するに子どもが教室に入れないうちもだったり教室に囲まれているとなかなか活動できない、子どもが行きやすい場所がその学校の中にあるというのはどう考えられますか。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 行きやすい場所といたしますと、今の学校でも取り組んでいますが。これも言い方難しいのですが、例えば子どもたちが学校に合わせるといったことではなくて、学校がその子どもたちに合わせられる環境が作れるかどうか。それを何とかそれぞれの子どもに対してそういう環境を作っていくことが大事なかと考えています。

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 少ない子どもを丁寧に大切に育てていきたいという、地域としてですね。私たちが育った頃、私たちが子育てをしていた頃とはもう違うんだという前提で物事は進めていかなければならないと思っています。

学校の更新について、現在何も決まっていないということは学校を考える会で何回もレクチャーされているのでよく存じています。しかし、更新の時期ですね。追分中学校も追分小学校もそれぞれ決まっています。当然予算との整合性を図っていく必要があると思います。計画も予算を無視するわけにはいきません。その中で町民の皆様もご存知のとおり教育費って、最近年上の方々によく言われるのは子どものことばかり鳥越さんやってんじゃないよって。私たちだっているじゃないかって、忘れないでくれよって凄く言われるんですけど。実はそんなに教育費って昔使っていなかったのが学校を建てるとか何とかかっていう時に建設費とか上がるので凄いな教育費みたいになっているのですが、実は公民館を直すとかスポーツセンターの更新とか、スキーとかスケート場とかあらゆる社会教育に関わるところも全部教育費に含まれて、その全体を見て何十億だってみたいなふうに言われることが熱心な町民の方からはあります。

子どもに直接関わる、実際は予算ってそんなにたくさんではない。やっとなお金をお金をかけて進められている。ここ1・2年だって私は思っています。地域おこしだったり、プロジェクトマネージャーだったりっていうのが今始まったばかりかなと思っています。学校という場所って早来学園を見てわかるよ

うに福祉的な居場所でもあるんだなということとか、町内外の人的交流がすごく生まれていて地域に不可欠な要の場所、国で言うところの要の場所になるんだなと思っています。予算を考える時には教育という観点だけではないということ踏まえて構想し、町民への丁寧で易しい説明が必要なんじゃないかなと思うのですが、見解を伺います。

〔井内教育長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 先ほどの質問で、学びの多様化学校とフリースクールのことがありましたので補足をさせていただきます。

まず、学びの多様化学校という名称自体が初めて聞く方もいらっしゃると思います。そこを少しだけ説明させてください。従来の学校、一般的な学校ですと時間割が決まっています、登校時刻も決まっています、教科も決まっています、その教科で何を学ぶのかといったものもある程度細かく国の方で決められているのですが、この学びの多様化学校というのは、その枠を外して学校がその子に応じて独自の裁量で何を学ぶか、どれぐらいのペースで学ぶのか、どれぐらいの時間を学ぶのかを決めることができるという、かなり裁量権の強い学校が文部科学省の方でしっかりと認めているということです。そのところに不登校と言われる通常の枠組みでは学校に通うのが難しいお子さんが、今まではフリースクールしか選択肢がなかったところにこの学びの多様化学校という学校に通うことができますよという、最近できた新しい仕組みですが、その部分を安平町内に作るのかという考えがあるかというのも質問の裏にはあったのかなと思います。今現在その考えはありません。それはなぜかという対象となる生徒数が1つの学校の生徒数分の児童生徒がいるかというところまではなかなか見込めないだろうと思っているので、今の時点ではという前置きはしておきますが考えてはいません。ただ既存の学校の中にフリースクールを設置するかどうかは、これは可能ではあると思います。ただし、検討しているかというところは検討はしていません。可能ではあるが検討はしていない。そして選択肢の中に入るかという選択肢の中には入ってくるとは思っています。それも今、国の方が示しているのは「好きを見つけ、得意を伸ばす」という言葉が今文部科学省の中で出てきています。これがこれからの学校の方向性の中心です。子ども一人一人が好きを見つけて得意を伸ばしてくださいと。そのように出ていますので。じゃあそういった学校が作られれば、つまり普通の学校であっても一般的な学校であってもその学校の中で好きを見つけて得意を伸ばすことができるのであれば、多くの子どもがその枠の中にはまるのではないかという考えもあります。

では、その中でその学校施設はどんなのかということで今の質問がありました。この学校施設は何なのか考えた時に公共施設という認識をお伝えさせてい

ただきたいと思います。学校は公共施設の一つであると。当然子どもたちにとっては大切な学校です。ただし、子どもたちだけのものではない。先ほど福祉的な要素もある、もしくは関係性を作る場所でもあるという話がありました。となるならばれっきとした公共施設の一つ。公民館やスポーツセンターといったものと同じ公共施設の一つであるので、そういった観点からも今後更新の時にはその視点からも考えていく必要があるのではないかなと思っています。

非常に時代が大きく動いているなか、少子化も進むなかでどのような未来を描くのかは非常に難しいところではあるのですが、間違いないのは今までのものがそのまま続く未来ではないというのだけははっきりしていますので、今までの従来型の学校を今作ってしまうと、従来型のものが今後何十年と続いていってしまっただけで社会の変化に対応しなくなる恐れがあるという危機感を抱いていますので、未来がどうなるかはわかりませんが間違いないのは今までと同じではないと。そしてそのなかで学校も公共施設の一つであるならば、あらゆる選択肢の中からしっかりと住民や保護者、子どもたちと議論を重ねながら施設の更新にあたっていくと考えています。当然、予算的な制約もありますので、それらを加味しながら検討していくことになるのではないかなと思っています。

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 大人でもそうですが順調にずっといくわけではなくて、順調じゃなくなった時に受け止めてもらえる、受け入れられてもらえるような場所がそこにあるということが大事なのかなと思っています。

ここで何か決定的に学校について決めていくわけではない。今まさに話し合われているなかで、学校という建物をどう考えていくかの一つの私の個人の考え方を聞いていただいて町としての考え方も聞かせていただきました。

2件目に入ります。2期目が任期満了となる町長の公約に対する評価と次期に対する考え方を伺うということで、町民からの要望を受けて今年度をもって任期が終了となる町長に対し次期に対する考え方を聞いておいてくれと言われたので伺います。

まず1件目。2期目の公約に対する評価を伺います。

〔木林企画財政担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 公約の評価について前段私からご説明申し上げます。足りないところがありましたら町長の方からご答弁いただけていると思っています。

第2期目の公約については、6つの柱ごとに主な施策・取り組みを整理して

いますので、柱ごとにその内容についてご説明申し上げます。なお、公約の評価の方法については数値目標による評価は行っていないため、事業の完了・事業着手もしくは実施中・未着手の3つの区分に分類して柱ごとの取り組みを分母に、事業の完了と実施中を分子として達成率としてご説明申し上げます。それでは公約の6つの柱ごとの達成率と主な取り組み内容についてご説明します。

はじめに公約の一つの柱です。「子どもが飛躍する環境を整えます」の達成率は83%となっています。主な取り組み内容ですが、子ども家庭センターの設置、子どもまんなか応援サポーター宣言、義務教育学校早来学園の開校、児童生徒一人一台タブレット端末の整備、あびら教育プランの位置づけ、コンセプトブック等の作成による子育て教育環境の見える化と情報発信。こうした子育て教育環境の魅力化を通じた教育移住の推進などがあります。

2つ目の柱「地域コミュニティを守ります」の達成率は100%となっています。主な内容ですが持続可能な地域コミュニティに向け安平地区・遠浅地区での地区別計画の策定と実践の展開、国の制度を活用し地域おこし協力隊や地域プロジェクトマネージャーの導入、地域活性化企業人などの受け入れ、合宿施設の機能を備えた早来公民館の整備と合宿利用の促進などがあります。

3つ目の柱「商業の活性化、雇用の創出、農業の振興を図ります」の達成率は97%となっています。主な内容ですが、道の駅あびらD51ステーションを拠点としたラリー事業等による回遊交流の促進、包括連携協定を締結した株式会社ダイナックスのアーロムワイナリー事項との連携、ときわキャンプ場の拡充整備と指定管理者整備の導入、ラピアへのコワーキングスペースの設置、オーガニックビレッジ宣言をはじめとした環境に配慮した農業の取り組みへの支援などがあります。

4つ目の柱「高齢化に負けない地域を作ります」の達成率は94%となります。主な内容は地域医療を支えるための補助制度の大幅拡充、新型コロナウイルス対応では国の交付金等を活用し、予防接種料金の助成やデジタル化による感染防止、富門華寮の建て替えの支援、北海道介護福祉学校を運営する栗山町との介護人材の確保に関する包括連携協定の締結及び福祉介護職員の確保策への支援などがあります。

5つ目の柱「誰もが安心して暮らせる環境を整備します」の達成率は89%となっています。主な取り組み内容ですが、安平移住暮らし推進協議会の設立と移住交流会の実施、公営住宅のみなし特公賃への変更、ハイヤー運賃半額助成、遠浅酪農2号線の整備、ゼロカーボンシティ宣言と地球温暖化対策実行計画等の策定及び推進などがあります。

最後6つ目の柱になります「町民の役に立つ場所を築きます」の達成率は73%となっています。取り組み内容は町全体のデジタル化を推進するためのデジタルトランスフォーメーション推進計画の策定やLINEアプリを活用したスマホ役場の導入、各種証明書のコンビニ交付、地区公民館の民間委託など

の行政改革第3次総合計画の策定着手などがあります。

最後になりますが、公約全体の達成率としては概ね90%になるものと見込んでいます。

[鳥越議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 町長の公約も先ほど出ていた地域おこしが見えないみたいなものも、自分に関わりのないことはなかなか達成感がみんな無いのかなと思うところと、それから自分の身に降りかかるところは良くやってくれたって思うところがあるんだろうなとは思っています。

その上で、次期への考え方を伺います。

[及川町長 挙手]

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今公約の達成率90%という形で説明させていただきました。公約ですので、それ以外の細かいものは総合計画の中でも網羅されていますし、そこの未着手だったり未達成もありますから、公約は一部大きなものを掲げていますので、そう言った意味においては達成率が高くなっていますけれども、そうかと言って課題が現在無いというわけではないということだけ、また今鳥越議員がおっしゃっていただいたような形で、あまり関心がないことについてはあまり知らない方もいらっしゃるということもそのとおりではないかなと思っていますので、ここは引き続き情報発信だったり伝える努力は重要だなと思っています。

今日は次期に係る考え方ということで質問いただいています。私としては首長を、市町村長は役場の執務内での業務はもちろんですが、それ以外の土曜日・日曜日のさまざまな行事だったりイベントだったり、町外の出張もそうですが、非常に身体が健康でなければ、健康状態にも非常に整理される職業というか役割だなどは、やってみて本当に実感しています。震災だったり先般の地震もありましたが、職員も同様ですが職員の中で自分も役場職員でしたから今ちょうど60歳になって昔で言えば定年退職の歳になりました。しかしながら、時代は変わり今役職定年だったり再任用制度もあって65歳まで何らかの形で働くというのも役場職員としてそういった時代になってきましたので。おかげさまで私自身特に病気とかも持っているわけでもなく健康も良好であることがまず前提になってくるのかなと思っています。

前段申し上げた公約の達成は一通り高い率を示しましたが、まだまだ達成していない事業も数多くありますし、長期間、時間を要するような対応策も当然求められていますので。さらには先ほどの最後の6つ目の柱にもありました

が、第3次安平町総合計画の策定に今年度・来年度の2か年ということで着手させていただいています。そういったことも全体的に考えますと来年4月に実施を予定されています次期安平町町長選挙に再度立候補する覚悟を持っているとお答えさせていただきたいと思います。勿論まだ12月の半ばでして、残された任期もありますので、冒頭申し上げたとおり行政報告の前に申し上げたとおり残された任期も全力を尽くしながら町民の満足度そして幸福度を高めていくことができればと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○4番（鳥越真由美君） はい。

○議長（多田政拓君） 以上で4番鳥越真由美議員の一般質問を終わります。お諮りします。ここで14時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時29分

---

再開 午後 2時45分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

一般質問を続けます。9番、内藤圭子議員の一般質問を許します。

【通告No.4 9番 内藤 圭子】

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 9番、内藤です。私は野生動物による日常生活及び農業被害の対応についてということで、まず一つ質問します。

昨今は農業において野生生物による被害が大きいと農家仲間の声が聞こえています。特に今年はネズミの被害も大きくて農家は頭が痛いところです。それと同時に捕獲しているアライグマや鹿の数が昨年より増えています。市街地に野生動物たちの姿が見られたり生息範囲を広げていることを実感します。鹿の捕獲は狩猟免許が必要で、ハンターさんに任せなければなりません。アライグマに関しては外来生物駆除の観点で私たちも箱罠を設置して捕獲することが可能です。この点を踏まえて住民でも対応可能なアライグマ対策について、町の考えを質します。

当町の現状について質問します。ヒグマ・エゾシカ・アライグマの捕獲数、現在出ている被害についてどのようになっていますか。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 安平町内で有害鳥獣として捕獲許可をいただいているのはヒグマ・エゾシカ・ユキウサギ・キツネ・カラス・キジバトの6種類で、特定外来生物としてアライグマの駆除を行っています。

令和7年11月末日現在の捕獲数についてですが、ヒグマ2頭、エゾシカ804頭、カラス1羽、キジバト0、キツネ16頭、ユキウサギ18羽、アライグマ1323頭となっています。

被害状況についてお答えします。令和6年度の農業被害状況調査に基づく数字で答弁させていただきます。被害面積は64.9haで被害総額は2054万2000円となっています。鳥獣ごとの内訳ですが、エゾシカによる被害面積は57.1haで被害額は1737万円、アライグマによる被害面積は5.7haで被害額は189万2000円となっています。その他の鳥獣による被害面積が2.1haで被害額が128万円となっています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 調べていて、ここ何年ずっと見てきた数字で追分と早来の、これは主にアライグマですが、捕獲数の差がすごく大きいのですが、この原因を何か把握していますか。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 内藤議員おっしゃるとおり、かなりの差がありまして、全体の25%が追分地区で、概ねですが、75%が早来地区となっています。この背景には冬場の寝床というのか厩舎・牛舎等を大きく抱えている早来地区に大きく繁殖していく要素があるのかなと感じています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 被害の範囲が町中でも見られるということで広がっているのを実感しているのですが、この対策についていろんな町村に聞いたところで

は胆振がアライグマの成育密度が高いことがわかりました。そこでも酪農や肉牛・軽種馬などの牧場が多いことも要因の一つだということで、新冠町では現時点で捕獲数 1500 頭になっているようで、去年の段階で 1000 頭行くか行かないかだったので。新冠では箱罾の許可を持つハンターさんが専門に罾をかけてアライグマを捕獲して、絞めたら役場に運ぶという方法で約 40 名のハンターさんが活動して 1 頭あたり 4000 円支払われていることを聞きました。

いろいろなやり方があるのですが、安平町はどういうふうに現状やっているかをお願いします。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） まずエゾシカの駆除についてですが、安平町有害鳥獣対策協議会の会員であるハンターによる捕獲を行っています。捕獲に伴う奨励金については国の交付金に加えて町及び J A による上乗せ補助を行い、捕獲意欲の増進を図っているところです。

令和 4 年度からになります。安平町のエゾシカ等総合対策事業としてくくり罾の狩猟免許取得にかかる申請手数料及び医師の診断手数料の費用負担を行っているところです。加えてくくり罾の購入助成事業として 1 人 5 基を上限としながら購入費用の 2 分の 1 もしくは 5000 円を上限として助成事業を実施しています。

また、令和 6 年度まで道有林でのエゾシカ捕獲は事故防止の観点から断念した経緯がありますが、令和 7 年度からはハンターの要請を受けて鍵の貸し借りの厳格化などの条件のもと捕獲を実践しているところです。

結果として令和 4 年度 494 頭、令和 5 年度 516 頭、令和 6 年度 687 頭、令和 7 年度は 11 月末日までの実績になります。804 頭の捕獲実績となっています。

次にアライグマの捕獲についてですが、国の事業による多面的機能支払交付金事業を活用し、平成 29 年 8 月から町内農業者で構成する 10 協議会で捕獲を実践していただいているところです。捕獲保護については農業者からの要請に基づき箱罾を貸し出し、捕獲は農業者、改修処分は各協議会からシルバー人材センターに委託をしている状況です。生活圏のアライグマについては町民の要請に応じ箱罾の貸し出しを行っています。捕獲実績として令和 4 年度 851 頭、令和 5 年度 516 頭、令和 6 年度 687 頭、令和 7 年度 11 月末日までの実績になります。1323 頭となっています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9 番（内藤圭子君） 具体的な数字ありがとうございます。このアライグマの頭

数に関しては街で獲った分も含まれているかどうか伺います。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 市街地で捕獲している分も含まれています。  
令和7年度は43頭です。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 本当に獲っても、獲ってもという状況がわかったというか、もうこの増え方も捕獲の手を緩めると一体どうなっちゃうんだらうなという恐怖を感じています。

アライグマの捕獲に関してここからは伺うのですが、シルバー人材センターが委託を受けてアライグマの回収と処理をしているということですが、何名の方が今担当しているか伺います。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 委託先であるシルバー人材センターで、この業務に携わっている方は1名となっています。増え続けるこのアライグマの対策として町の方からシルバー人材センターに対しては何とか増員の要求をし、シルバー人材センターについてもそのような共通の課題を抱えていて人捜しを行っている、町も心当たりあればお願いしたいというような要請は受けています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ちょっと思ったのですが前、役場の職員の人と一緒に回収していたと思うのですが。今の言い方だったらどっちが責任どちらに回収する人材を増やす責任があるのか不明な感じがしたのですが。

アライグマのこの事業は役場の事業としてやっているのか、その人を整えなくてはいけないのはシルバー人材センターなのか、今の説明でしたらわかりにくかったのですが、そこのところをお願いします。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） アライグマの捕獲を実践していただいているのは、あくまでも地域にある 10 協議会がシルバーと契約をして実施していただいているのが現状です。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9 番（内藤圭子君） 地域の農業者が主に被害があるから捕獲するのですが、そのアライグマを回収するのは現在シルバー人材センターが委託を受けて回収しているのですが、その事業主は結局、役場がこのアライグマ対策をやっているんだったら私は役場が人を揃えなくちゃいけないんじゃないかと感じたので。千歳の場合を聞いたのですが、このアライグマ専用の会計年度職員を 3 名置いて、その方たちが千歳の場合は誰でもではなくてその方たちが罠を仕掛けて回収するという仕組みにしているとの千歳の説明だったのですが。そのところの人を準備するのが昔は確か役場の方が一人いらっしゃって回収もされていたと思うのですが、そここのところは今一人体制で非常に 1 日に 30 頭とか三十何頭って 9 月がすごく大変な時期があったそうですが、そういう体制で今そのまま続けられるのかなというのを私が疑問に思ったものですから。人を準備するのは役場なのか、シルバーがやらなければいけないのか、どちらののかなという質問です。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） まず農村地域について多面的機能支払交付金事業において各地域から委託業務を受託しているシルバーがまず人材を確保すべきか否かの判断をするべき立場にあると思っています。

その上で 29 年 8 月以前までは確かに町の方でこのアライグマの捕獲業務を担っていました。増え続けるアライグマの数で町の方も対応しきれない部分がありまして、農業者の方の各団体の代表の方と協議してこのような形で現在きているところです。ただ、当然それ以外にかかる部分もあります。外来生物の防除計画の中で町職員、現在も 6 名を捕獲従事者として登録して可能な状況にはしているところです。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 6名の方が外来生物の捕獲ができるとの理解でよろしいですか。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 町職員6名、土地改良・林務グループの6名を一応従事者として登録しているので捕獲することができます。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） わかりました。アライグマに関しては外来生物という括りと害獣、鹿と一緒に括りと2つの方法があると思うのですが。増え続けるアライグマに対して町として対策、何か考えていることはありますか。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 担当課としては、この増え続けるアライグマの増加対策は基本的に駆除が基本と考えています。そういった意味で現在の捕獲方法を継続したいと思っています。

その上で必要に応じた罠の貸し出しをしていきたい。また、市街地についても出没対策として罠の貸し出しを広報などを通じて周知したいと考えています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 本当に皆が一生懸命獲っていかないとアライグマが爆発的に増えてしまうのではないかと恐怖を覚えるのですが。我が町、安平町ばかりがそれを一生懸命やっても効果が薄いというか、そこで周辺町村と連携して獲らないと効果が上がらないのではないかと考えるのですが、周辺の町村と連携する考えはありますか。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 捕獲許可については自治体ごとに北海道から

許可を受けて捕獲活動を実施しているもので、近隣の町村と連携を組んでもなかなか捕獲の連携した活動は難しいものかなと思っています。捕獲方法などあらゆる情報を共有する場としては近隣町村と情報共有はしていきたいと考えているところです。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 有害鳥獣としてアライグマが登録されたと仮定すると、周辺町村と被害防止計画を作成するとその駆除の数の、金額に対して8割補填されるという制度があるって他所の町村で教えてもらいました。新しく捕獲する人を増やすために、補助金をしっかり付けて箱罠をかける人を増やしていくことは考えられないでしょうか。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 平成21年頃かと思いますが、この安平町においても厚真町との有害鳥獣被害対策協議会を両町で立ち上げた時がありました。この活動は各々別々で捕獲対策は行うのですが、当時鹿柵をメインにやっています、ここの補助金の受け皿的にこの団体を立ち上げて実施してきた経過があります。現在は両町の中で鳥獣被害防止計画を策定しながら、エゾシカもここに位置づけしながら捕獲を実践していることがあります。

果たしてこの連合体で両町、2町移行とか東胆振とかそういう連合体を組まなければこの交付金の特別交付税かと思いますが、8割の恩恵を受けられないのかと言えばそうではないかと思っています。それよりも有害鳥獣としてアライグマを捕獲するということは箱罠の資格を持った方が必要になってきます。当然ここは今、町内の方を見ると恐らくハンターが該当者になってくるのかなと思いますが。ハンターが果たして、ここで捕獲の奨励金の上乗せというよりも、ハンターさん自体に協議もしていない段階なので、それをすぐ取り組んで交付税というのは段階的に話が早いのかなと思っています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） これは由仁町に教えていただいたのですが、由仁町はこの交付金を使いながら1頭7000円の補助金を充てて、それで成果も上がっている話をおっしゃっていました。

新しい人が箱罠を使って捕まえようと思うきっかけとしては7000円って、

安平町いっぱいいるし魅力的な数字ではないかと思ったのでこの提案をしました。

安平町では有害鳥獣にタヌキとかアライグマが登録されていなくて、ハンターさんと登録すると獲ることができる。今、私たちは外来生物の範疇でアライグマの処理をしているのですが、それを両方の視点でやるのが可能かどうかお願いしたいです。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 安平町の鳥獣被害防止計画の中でアライグマの位置づけはあります。ただ、その中でアライグマについては特定外来生物として駆除しますという書き込みになっています。

仮にハンターさんをやる前提での話は私どもは今できないですが、仮に今、内藤議員がおっしゃっているのは2系統でこの事業をやってみたらどうだという問いなのかなと思います。有害と外来生物と。そこはきちんとした事業上の棲み分けができれば、そこは必要かと思えますけれども、可能かと思えます。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 少しでも獲るための方策を考えていかないといけないのではないかと思って。箱罟を安平町で扱える方は何人ぐらいいるかわかりますか。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 箱罟の免許を取得している方は27名のハンターのうち18名の方が保有しています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 18名ってあまり多くない数字ですが、箱罟だけの許可を取ることとは可能ですか。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 箱罾の免許だけを取得することは可能ですが、ハンターさんというのは今 27 名おります。実際はアライグマもこの人数で、右肩上がりで捕獲していただいている。その他にクマの巡回、出没状況に応じる現地確認、箱罾をかけた場合の管理等々、本業の仕事を持ちながらやっただけにしている背景もあることをご承知いただければと思います。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9 番（内藤圭子君） 私たちにとってもありがたい方たちなので、大事にしたいと思っています。主にハンターさんたちはシカの被害が本当に大きくて、たくさん獲っていただいてありがたいと思っているのですが、アライグマだとなぜ今回取り上げたかという、私たちでも罾をかけられるという視点で、皆でやるのではないですが、そういうつもりで今回取り上げました。

対策としては獲るしかないとのことだったのですが、さっき言った両方の方面から、両方の制度を使いながら獲るということと、あとは春の一斉捕獲って出産前のアライグマを捕まえようとか、子どもが小さいうちに捕まえようという掛け声とかも上げるだけで成果が違わんじやないかなと感じているのですが。このような働きかけって町としてどうなんでしょう。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 後段の一斉捕獲のような活動の推進という点で答弁させていただきますが、罾の貸し出しを受けている、主に農業者という方はその時に何かしらの実害があるから貸してほしいということでかけていると認識しています。そういった方たちが 365 日、罾の扉を開いているという活動で、閉めてはいないとこちらは感じているところです。確かに 12 月から 2 月までは捕獲数がものすごく落ちますが、罾をかけている方は一般的に被害があるので罾を開けていることを考えるとあえてこの春先、雪融けが終わってから恐らくアライグマが頻繁に出てくる時期になってきますと一斉捕獲という日にちを設けなくても常に罾の入口は開いている状態なのかなと感じています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9 番（内藤圭子君） うちもいつもかけているのですが、罾の数は足りているか

どうか質問します。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 概ねという答えで申し訳ないですが約 300 の箱罫を保有しています。そのうち 270 ぐらいが貸し出されている状況で、実は 100%の貸し出しができない状況で、入れ替わりがあるものですからできなく、来年についても新年度予算の話になりますが 30 基増やす、購入する予定で予算を上げさせていただいています。

また、今回の内藤議員の質問を踏まえまして更なる要求があれば駆除、個体数を減らしていくのが一番の基本だと思っていますので、更なる動きについても検討してまいりたいと思っています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 新たに 30 を予算付けしているとか、私たち農業者は気候変動と戦ってさらに野生動物と戦って、本当に農業をやる条件が年々厳しくなっていると感じていて。こうやってできることは支援していただけるとありがたいので、うるさいなって思うかもしれないですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に行きます。水道未整備地域に関する請願の今後について。水道未整備地域の水質検査を要望した請願の今後の対応について伺います。

質問 1、水道未整備地域の対象はどのように把握していますか。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 対象者については当課では情報を有していないため把握することが非常に困難なものですから、水道課とかその他情報を有している課と情報共有、また連携しながら対象者の把握に努めたいと思っています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） これは 3 月に一応採択された請願なのですが。まだ対象者を把握していないことに驚きました。今までこの件についてどのように検討し

てきたかをお知らせください。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 現時点で決定した事業はありませんので、お答えできる内容について答弁させていただきます。

町としては議会で決定された請願を受けて水道未整備地域において地下水を飲用水として利用している方の負担軽減を図り、安心して地下水を飲用することができる支援策として水質検査にかかる経費に対して助成する事業の検討を進めています。

助成内容について詳細は決定していませんが、事業開始については改選期にあたる関係もありますので、早ければ令和8年6月の補正予算で計上させていただきますまして事業を開始できればと思っています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） これは2番目の質問の答えになっているのかな。2番目の質問です。水質検査の形はどのようにするか考えをお聞かせください。

○議長（多田政拓君） 課長、今の答弁は2番の答弁ですね。内藤議員、今の質問がさきの答弁になります。よろしいですか。

○9番（内藤圭子君） はい。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） えっと、

○議長（多田政拓君） 内藤議員、ちょっとお待ちください。

（理事者側協議）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） どのような情報についてというご質問の答弁をさせていただきます。まず水道課の方では給水区域内の情報を有していま

すので、区域内なのか区域外なのかの判断ができるものと考えています。

また、飲用水として利用しているかどうかの判断については、登記情報など情報を得ることで時間はかかると思いますが、ある程度の情報が把握できるものと考えています。

○議長（多田政拓君） 内藤議員、これでよろしいですか。

○9番（内藤圭子君） 今の答えがどのように検討してきたかでよろしいですか。はいわかりました。

では質問2番、水質検査の形はどのようにするか考えをお聞かせください。

○議長（多田政拓君） それが先ほどの答弁になりますが、それでご理解いただけますか。

○9番（内藤圭子君） わかりました。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 検討していただきありがとうございます。今後補正予算で出てくるかと思いますが、対象の皆さんが使いやすい制度にしていきたいと思います。高齢者の多い地域です。何らかのサポートも含めてぜひ検討をお願いします。

水質検査は1件あたり1万円前後かかるのですが、対象者を考えどれぐらいの予算を考えていますか。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 先ほどご答弁したとおりまだ事業の方が決定したものではありませんので、まだ予算要求もしていない状況なものですから、この場でいくらぐらいという答弁は差し控えさせていただきたいと思いません。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 答弁のとおりなのですが、一応助成内容ですが助成額を含めた他市町村の事例も参考にしながら検討を進めていますので、詳細については検討中ということのご答弁と現在のところそのようになりますが、先ほど内藤議員も近隣の市や町にも情報提供いただいたとのことですので、我々もこういったことについて他市町村の事例も参考にさせていただきながら制度設計していきたいと思っています。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） わかりました。この件は一体どうなったんだって地元の人たちに言われていて、今回このように町も検討していますという形が見えてよかったと思います。

ただ、3月に採択されて今年の補正に上がらなかったことはとても残念に思います。この水質検査って結構ハードルがいろいろあるので、せっかくできたこの制度なのでお年寄りが困らないように、例えば電話かければ水汲みに来て調べてくれるとか、そのために役場に行かなくちゃいけないとか、その水を持って検査に出しに行かなくちゃいけないとか、そういうハードルがあると一気に検査をしようということができなくなる方たちもいらっしゃるのです。何とか皆さん、高齢者も含めて使いやすい制度設計をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で9番内藤圭子議員の一般質問を終わります。

次に1番、工藤秀一議員の一般質問を許します。

【通告No.5 1番 工藤 秀一】

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 1番、工藤です。4件質問させていただきます。

はじめに社会的孤立の解消に向けた対策について伺います。家族や地域のコミュニティとの接触が無い社会的孤立状態の人は増えており、社会問題になっています。町内には地域のボランティア活動や運動サークル、また趣味の会など多種多様な団体があります。町報やホームページに紹介されているが、どんなことをやっているか住民に周知されていないことも多いと思います。

町内にある団体のうち、社会福祉協議会に登録しているボランティア団体や教育委員会に登録されている体育団体と文化団体に何か一つでも所属している、活動している方は全体で何人程度の方がいるか伺います。

〔小板橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君） 社会福祉協議会に登録されているボランテ

ィア団体数と会員数についてお答えします。令和7年4月現在ボランティア団体数は29団体で、会員数は延べ608名となっています。

なお、社会福祉協議会におけるボランティア登録は次の3点を目的に各団体へ毎年3月に確認行為が行われています。1つ目に社会福祉協議会からの情報提供を行うため。2つ目にボランティア活動保険の利用団体を明確化するため。3つ目にボランティア協力者募集等の連携を図るため。この3点を目的に各団体に対し登録についてのご案内を実施しているところです。

〔渡邊社会教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 社会教育担当次長。

○社会教育担当次長（渡邊匡人君） 教育委員会に登録・把握している体育団体並びに文化団体については、体育協会及び文化協会の登録名簿などをもとに加盟団体及びそれぞれの団体に所属する会員数の把握に努めているところです。しかし、同一の方が複数の団体に参加している場合があることや年度途中での加入・退会・登録のない小規模サークルも存在することから、町民のうち何人がいずれか一つ以上の体育・文化団体に参加しているかという重複を除いた厳密な実人数を教育委員会のみで把握することは現時点では困難です。

その上で体育協会及び文化協会の登録名簿などにより把握している延べ人数を申し上げますと、体育協会については現時点で加盟団体16団体ですが、全ての団体から会員数の報告を得られておらず、全体としての延べ人数までは把握できていない状況です。なお、スポーツ少年団17団体については延べ244人程度、文化協会については14団体延べ196人程度が登録されているものと承知しています。

また、体育協会・文化協会に加盟していない小規模なサークルや地域の自主グループなどについては、現時点では網羅的な把握には至っていませんことから今後社会教育団体全体の状況を整理しながら可能な範囲で現状の把握に努めてまいりたいと考えています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 社協さん関係のボランティア活動が述べ608名と。体協関係の人数はわかりませんが、16団体ということから計算してもボランティアの人数には至らないのかなという感じはしますけど。安平町の人口は今回の事務方向の内容からは7241人ですか。その中で高齢者数が65歳以上は2674人います。その中で今回確認した数字等を参考にすると全体1割とか2割いつているかどうかかなという感じがします。

人生の三大不安を確認すると病気・孤独・孤立・貧困だと言われています。

これらのうち孤独・孤立は身体的な病気ではありませんが、社会的な病的状態とも言え、さまざまな病気の温床となり得ると。人とのつながりと健康リスクとの関連を調べた数々の研究をまとめた報告によると、そういうことで孤独・孤立はタバコを吸う害悪に匹敵するくらいの健康リスクがあると見積もられているようです。そういった意味で生活や生き甲斐・ストレスなどのプロセスの中で最終的に健康や命に大きく関わってくるのがかなりわかってきているようです。65歳以上の日本人高齢者を対象に調査したところでは、友人と月に1回から4回ほど会っている人は、ほとんど会わない人に比べて血糖コントロールが不良となるリスクが半減するという報告もあるようです。そのようなことから人と接する機会があって趣味を見つける機会などにもなるかと思いますが、団体の活動を紹介する冊子を作って住民に配布してはどうかと思います、考え方を伺いたいと思います。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） 冊子についてのご提案をいただいているところですが、こちらも社会福祉協議会としての取り組みとして、社協だよりの中で各団体のご紹介をいただいています。社会福祉協議会に確認しますと登録団体以外にも取材を行い随時掲載しており、今後も継続して行っていますとのことです。

また、以前には冊子の配布を行っていましたが、活動内容等の情報に変更があればその都度更新が必要となり、経費も相当かかることから団体の活動を紹介する一覧表形式の作成を検討しているということでした。

したがって町としては社会福祉協議会と連携のもと、従来の社協だよりや町のホームページなどを活用しながら幅広くご紹介ができるよう進めていきたいと考えていきます。

〔渡邊社会教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 社会教育担当次長。

○社会教育担当次長（渡邊匡人君） 教育委員会が所管しています社会教育団体については、現在団体の紹介や社会教育事業の内容を広報紙や町ホームページなどを通じ町民の皆様へお知らせしているところであり、現時点で新たに冊子を作成する計画は持ち合わせていません。

一方で団体活動の内容を一貫性ある形でわかりやすくお伝えすることは、社会参加の促進や社会的孤立の予防の観点からも有効であると認識しており、今後は他部局とも連携しながらその在り方について調査・検討してまいりたいと考えています。

[工藤議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 先ほどの質問のように町内には多種多様な団体があって、多くの選択肢があると思うのです。その中で実際、町内でどのようなことがされているのかとか、どのような団体があるかというところがわからなかったり探しづらいとの声も聞きます。そういうなかで若くても、高齢でも、元気でも、元気でなくても、勤めていても孤立・孤独に陥っていて自分に合った興味のあるやりたいことが見つかるというのは人と接する機会を得ることができるかもしれません。

先月、町内の勉強会で知ったのですが、社会的処方があってイギリスで広がっていて地域活動をつなぐ可能性を持つものとして注目すべき活動だと思っています。社会的孤立を解消するために、安平町でもその社会的処方の取り組みの推進をしていくべきではないかと思いますが、考えを伺います。

[小坂橋健康福祉担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） 社会的処方について簡単にご説明を申し上げます。社会的処方とは薬による治療だけでなく医師や医療従事者、社会福祉協議会や民生委員などの福祉関係者、そして地域住民も主体となり得るものであり、心身の健康や生活の質の向上のため地域活動やコミュニティ、文化活動などに関し社会的なつながりや居場所を橋渡しする取り組みと言われているものです。

安平町ではこれまで社会的処方ということばは使っていなくても実質的に近い取り組みを行っているものと考えており、ゼロからの新規ではなく既存施策の延長線上にあるものという認識を持っています。具体的には地域と行政をつなぐパイプ役としての地域サポート制度や地域コミュニティ維持・再生に向けた地区別計画の策定、自治会・町内会・NPOなどの活動支援なども重なる取り組みにでと考えています。また、地域見守りネットワーク・地域ミーティング・各団体におけるサロン活動などもこれらに一致している取り組みであるとと考えています。これらに不可欠となるのが顔の見える関係づくりと地域資源の情報共有となり、その一方で個人情報やプライバシーの配慮を十分に行うことも必要です。また、ボランティアや地域団体の担い手や活動量には限りがあり、過度な負担とならないような配慮も必要となり、公平性も必要と考えています。

社会的処方の考え方は、こうした取り組みと方向性を同じくするものであり、孤立の防止や生活課題の早期把握、地域活動への参加促進を通じて心身の

健康と地域力の向上につながる可能性があることから健康福祉分野においても注目すべき動きであると考えています。こういった考えのもと中長期的には地域包括ケアシステムや地域共存社会の実現に向けた取り組みの中で得られた成果や課題を検証しつつ、社会的処方の方考え方を地域福祉総合計画や健康づくり施策、子ども子育て関連施策などこれまで以上にどのように位置づけていくか、医療機関や関係機関と連携しながら研究を進めてまいりたいと考えています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 同じような方向性だとは思いますが、取り組みも同じ方向性もありますが、日本においては2022年に閣議決定されている骨太方針2022の中で孤独・孤立対策の一環として社会的処方の活用という記載があって、2021年度から厚生労働省が保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業として複数の都道府県で社会的処方のモデル事業を展開していました。そのモデル事業の報告書も何件か私も見て大変良いんだなと思いました。そういったところも含めて確認していただければと思うのですが、現実問題で安平町内の高齢者人口65歳から70歳は1000人ぐらい居て、75歳以上が1600人を超えています。その中で例えば町内で老連のスポーツ大会とか芸能発表会とかやるのですが、参加者は150人からせいぜいいても250人ぐらいかなと思っています。そういうところに参加しない方は、それぞれ趣味や何かあるのでしょうか、家族もいらっしゃる方もいるとはいますが、孤立化している方も多いのではないかなと思います。そういった他に何か結びつけるもの、人と人を接する機会を増やすことが非常に健康にも良いということも、いろいろモデル事業の中でも結果が出ていますので、そういう取り組みって大事だなと思いました。

こういった取り組みを、今参加者が非常に少ないので、先ほど団体活動を紹介する冊子を作ってほしいという思いですが、これは接する機会を持ちたいと思ってもそういうのはなかなか探せないでいる方もいらっしゃると思います。スポーツ団体、結構町内卓球とかやっている方も多く居ますし、私もパークゴルフとかペタンクとかやりますけど、その参加人員というのが高齢者はどんどん増えていると思いますが、だんだん減少しているのが現実なのです。そういう触れ合う機会が無くなってきているのかなと思いますので。もし全体の冊子があれば皆それぞれ、これ私できるんじゃないかとかいろいろ思いがあるのかなという気もしますので。一覧になった冊子とかパンフレットみたいな、あまり仰々しくなくていいと思うので、そういうものがあるとみんな取り組みやすいのかなという気がしたので、そういう選択もありましたので、ぜひこれやっただけであればと思いました。また、その他何か対策等があれば伺いたい

と思いますが、いかがですか。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） その他の対策ということでご質問だったのですが、先ほど地域ミーティングと申し上げたのですが、その地域ミーティングの場の中で地域支え合い活動推進交付金のご紹介をさせていただいています。こちらの方については各自治会・町内会において交流会とか昼食会といったものに活用していただける交付金ということで積極的なPRをさせていただいてまして。今年度でいけば新規で、じゃあ使ってみようか、やってみようかといった町内会・自治会さんが数件出てきていますので、そういったPR活動も行いつつ幅広く使っていただける交付金になっていますので、そういったものを活用しながら引きこもりとか孤独といったものを無くなるような取り組みを町も一緒になって考えていって、場合によっては一緒の取り組みということも前向きに取り組んでいけたらいいかなと考えています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 人生100年時代と言われていますが、病気をして通院が多くなったり入退院を繰り返さないような、みんなが健康で元気に長生きできることが大事であると思います。そのような社会を目指してまいりたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

次に2つ目の質問に移ります。鳥獣対策について。先ほどもありましたが、私の方は今年の漢字の全国で一番のクマですね。クマ被害が全国的に大きな話題になっていて全国で死者数が過去最多を大幅に更新し、安全・安心を脅かす深刻な事態になっていると。安平町は人への被害は無いけれども出没し捕獲する状況があるので、住民も不安に思っているため次に質問します。

過去3年程度にわたる町内でのクマ出没件数や、捕獲頭数及びハンターの出動回数など教えていただきたいと思います。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 令和4年度の出没件数21件、捕獲頭数1頭、ハンターの出動回数延べ人数16名の76回。令和5年度の出没件数23件、捕獲頭数0頭、ハンターの出動回数延べ人数15名121回。令和6年度の出没件数10件、捕獲頭数3頭、この3頭のうち1頭は警職法による駆除です。ハン

ターの出動回数延べ人数 18 名 42 回。令和 7 年 11 月末現在、出没件数 14 件、捕獲頭数 2 頭、ハンターの出動回数延べ人数 14 名 36 回となっています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1 番（工藤秀一君） ここ数年で見ると出没件数は減っているのかなと。ただ、捕獲頭数としてはやや増えているように思います。どう考えればいいかわかりませんが、人の傍に来ているのかどうか。でも出没件数が少ないので報道されているような地域とは違って餌の無い状態ではないのかな。そのような逼迫感はないのかなと思いますが、そんな考えでよろしいですか。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 専門的な知識を持ってお話する答弁ではないのかもしれませんが、よく言われるのが札幌市内に出没してくる場合に団地即森林という地形的な流れがある。ただ、この安平町において全てではありませんが、山林があつて、出没地点があつて、農地があつて、市街地があると。この農地というのが夏場では作物もあつたり緩衝帯の役割を果たしているのではないかというハンターのご意見もあるところです。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1 番（工藤秀一君） 現状では町内のハンターの人数に不足があるという声はあるか。また、世間ではハンターの報酬が低いという報道をよく目にしますが、安平町についてはどうなのか。位置づけについて確認したいと思います。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） まずハンター的人数についてご回答します。令和 7 年度 27 名で活動していただいています。また、日頃から連携している有害鳥獣対策協議会のハンターさんたちから現時点で人数が不足しているという要望やご意見は担当課には寄せられてはいません。

あと報酬の関係です。北海道内ではヒグマ 1 頭あたり 1 万円から 6 万円程度の水準で設定されている市町村が多いと承知しています。安平町においてはヒグマ 1 頭あたり 3 万円で設定しています。道内の中程に位置する水準となって

います。近隣市町の基準を参考にしながら設定しており、胆振東部1市3町との比較においても、要件によりますが1万円から3万円の設定となり、特段低い水準ではないと認識しています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 安平町においては、ハンターに対する不安はないと考えていいという判断で次の質問に行きます。

クマが市街地に入って市街地に留まる事態になった場合の対応について、住民へはどのように伝えるのか。また、市街地で銃を撃つようなことは建物に跳ね返って危険だということで、報道では麻醉銃を使つての捕獲方法が対策されているようですが、その辺のところ安平町ではどのように対応する考えか伺います。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） まず住民への周知方法でご回答します。住民の安全を最優先に考え、速やかに周知・注意喚起を行います。具体的には広報車による巡回・呼びかけ、防災行政無線による放送、町公式LINEによるメッセージ配信、町ホームページへの情報掲載、上記を組み合わせながら屋外に居る方も含めできるだけ多くの住民に迅速に情報が行き渡るように努め、その際には不要不急の外出を控えることや子どもを一人で外に出さないことなど具体的な注意事項も合わせてお知らせし、冷静な行動をお願いしていきたいと思っています。

2つ目に麻醉銃使用の関係です。麻醉銃の使用は専門的な技術や資格、適切な保管管理が必要であり、現在町では麻醉銃による捕獲は対応していません。仮に麻醉銃を使用した場合においても、個体にもよりますが、麻醉効果が発揮するまでに時間を要したり、発砲で刺激をすることによって人的被害が生じる場合も想定されています。今後に向けても慎重な検討が必要と思っています。

そこで現在町において、もし市街地に留まった場合の対策については、市街地に追い込みながら有害駆除もしくは警職法による駆除を想定しています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 未然防止のために自衛隊とか警察の協力について、どのように考えているか。また、ハンター等含めて打ち合わせなど行っているのか、

行う予定があるのか伺います。

万が一ということではなくて、普通に全国的に出没しているので冬眠から覚めて春になってクマが市街地に出没してからでは遅いと思うので未然に防ぐ意味で必要と思いますけども、どのようにお考えか伺います。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 先ほど答弁の中で市街地で有害という話をしたかと思うのですが、郊外地の方に追い込んで有害駆除もしくは市街地では警職法ということで訂正させていただきます。

工藤議員の今のクマ被害対策パッケージの4番目の関係でよろしいですか。

○議長（多田政拓君） 4番目ですか。今4番目の質問でなかった。確認します。2番目の質問でよろしいですか。

○1番（工藤秀一君） 3番目です。

○議長（多田政拓君） 3番目、通告書には入っていない部分ですね。確認します。再度質問していただけますか。

○1番（工藤秀一君） （3）の②の追加ですが。その未然防止のために自衛隊とか警察の協力要請についてはどう考えていくのか。猟友会とかハンターを含めて打ち合わせ等を行う予定があるのか確認したいと思います。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 本年9月から新制度となっています新銃猟の関係で、ハンターさんとも町の理事者とも協議させていただいています。当面安平町としてはこの市街地でも発砲、新制度については行使しない考え方を持っています。そういった中でハンターについてもこの判断については了解をいただいているところでして、町長の方から指示を受けている範疇は、ハンターとのコンセンサスは十分に取ること、周りの市町村の情報、マニュアル等の作成状況等と他町の状況も含めながら十分検討することということで指示を受けているところです。その中で必要であれば今後警察もしくは自衛隊まではあるかどうかかわからないですが検討を進めていきたいと思っています。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 自衛隊の関係については自衛隊の地連協とか基地協の中でも話題になることはあるのですが、今災害だったりいろんなことが自衛隊が

本務も大変になってきている、そのような中で余程のことがない限り自衛隊に要請するということは安平町としては今のところ考えていません。

[工藤議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） わかりました。あと国の対策としてクマ被害対策パッケージができて、国民の安心安全を確保するための緊急対応の交付金などがありますが、その補助対象項目の中で安平町が緊急に必要なと考えているものがあるか伺います。

[森池産業振興担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） 今回の国の対策を受け今月の道議会で補正予算として提出されたものの関係かと思えます。補正予算の内容は市町村が春期管理捕獲を行うための経緯を支援するものとなっており、本町においてはこれまでクマの出没はゴールデンウィーク頃であること。またハンターの皆様と協議をしたことがあります。安平町内のクマは生息域ではなく移動域であるとの判断をいただいております。今回の取り組みについて緊急に要望している事項はありません。

[工藤議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） そのクマ被害対策パッケージですが、クマ以外の鳥獣対策にも使えると聞きました。シカとかアライグマの捕獲数も年々増えていますが、捕獲以外に鹿柵、電柵の設置にも使えると聞いています。そういった別な対策に国や道の補助を使って検討する考えはないか伺います。

[森池産業振興担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） まずご指摘のありました電気柵の設置についてですが、山林などからのクマの侵入を防ぐ対策としては有効な手段と伺っています。その一方で、定期的な草刈り・漏電チェックなど管理が重要であり、仮に設置した場合についても管理体制・財政負担などを含めた検討が必要と思っております。すぐに電気柵を設置することは考えていません。

その他の侵入防止対策として安平町内では一部の地域を除き鹿の侵入防止

柵を設置しています。また、ホームページ・広報紙において注意喚起を含め、生ゴミを出す際のルールについて掲載させていただいています。その他の対策として音・臭い・環境整備、物理的な対策がありますが、町としては出没情報に応じてハンターとの情報共有を図り助言をいただきながら住民の安心安全の確保に努めたいと考えており、現段階でそのパッケージに基づく他の要望もしていない状況です。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私もそのパッケージ内容確認したのですが、電柵にしても下にトタンの材料を敷いて設置すると雑草が生えなくて草刈りしなくていいという内容も含まれて書いていたりしていたので。参考にして検討いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次、3つ目の質問に移ります。防災対策についてですが、7月30日にカムチャツカ半島付近の地震で道内各地に津波警報が出され、安平町にも避難所が開設されたと聞いていました。また9月20日から21日にかけては暴風雨で町内に避難指示が出され2か所に避難所が開設されたということで、この2件について確認させていただきたいと思います。

まずカムチャツカ地震の津波警報の時ですが、7月30日の太平洋側の津波警報によって避難者がどこから何名来たのか、避難所はどこだったのか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 本年7月30日に発令されました津波情報において海岸を有しない当町は指定の避難所の開設は行っていません。ただ当日の午後、苫小牧市の沼ノ端地域に居住されているご家族3名が自主的に早来公民館、町民センターに避難のため来館されましたことから施設所管課である教育委員会とも協議を行っています。避難して来られたご家族は、そもそも苫小牧市が発令した避難指示の対象外の居住者でしたが、テレビ報道やラジオ報道の過熱ぶりなどから不安を覚えての自主避難でしたので、こうした心情も考慮して当日の町民センターの宿泊棟の合宿・利用状況なども確認のうえ津波警報が継続し自主避難者が希望される場合には宿泊を含めた町民センターの避難利用を認める決定をしたところですので。なお、結果的には当日の夕方の段階で苫小牧市の避難指示が若干緩和されたことを受け、ご自宅へ帰られた状況でしたので宿泊することなく短時間の滞在となりました。

[工藤議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 続いて②、③まとめて質問させていただきます。津波警報で町外から避難が来ることは想定していたのかどうか伺いたいのと、千島沖とか日本海溝で今後巨大地震が発生するようなことがあった場合に、津波による町外からの避難者とか町内で被災した避難者が両者受け入れるような体制は今後想定していくことになるのか伺います。

[岡総務担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 今回、太平洋沿岸に津波警報が発出された際、苫小牧市では国道36号線より以南を避難指示区域と指定し、国道も通行止めとなりました。このことから当町では、まず当町を循環し苫小牧市街で36号に合流する国道234号については苫小牧市から安平町へ来る下り車線ではなく岩見沢方面から苫小牧市へ向かう上り車線において混雑・滞留することを予測しています。このため道の駅あびらD51ステーションに対し情報提供を行うとともに、遠浅地区のコンビニエンスストアに職員を派遣し車輛の滞留状況の確認を当日行ったところです。

特に道の駅あびらD51ステーションでは想定どおり苫小牧市内へ進めない多数のお客様が日中より夕方まで大変混雑したことから津波警報の継続、苫小牧市内の避難指示の長期化によって道の駅の車輛滞留が夜間も継続する場合には施設の休憩スペースを夜間も開放するなど具体的な検討も行ったところです。結果として避難指示区域の縮小等により滞留が解消しましたので通常どおりの閉館となりました。

続きまして3つ目のご質問で、千島沖・日本海溝での巨大地震の発生時に町外からの避難者を想定しているかというご質問です。はじめに分けて考えなければならぬものとして、町内の指定避難所は基本的に町民、町内の住民や当町に滞在している方のための避難所として、他の自治体に居住されている住民の方は基本的にはその居住する自治体の避難所で避難することが原則だろうと考えます。その上で胆振管内の市町では相互に災害協定を締結していますので、被災自治体から要請がありました時には広域避難の受け入れを検討することとなります。その受け入れ判断において、当然自分の自治体の被害状況が無いまたは軽微な場合で他の自治体の避難者を受け入れる余力があることが前提であろうかと考えています。仮に安平町民が多数避難している場合には他自治体の避難者を同時に受け入れることは基本的にあり得ないだろうと考えています。

なお、今回カムチャツカの地震に伴う津波警報の対応においては、防災協定

に基づく広域避難の要請は沿岸自治体からありませんでした。当町が自主的に指定避難所を開設することはございませんでした。一方でこれはケースごとに判断が必要であると考えますが、仮に当町住民が被災者、避難者が一切無い状況で近隣自治体の住民が自主的に避難をして来られて当町に殺到し、施設に滞留する事態が発生したと想定するならば、その季節や時間帯によって広域避難要請が無くても町の判断として自主的な施設の開放を行う場合はあり得るだろうと考えています。しかし、繰り返しとなりますが、当町も同様に被災自治体となった場合には同時に他自治体の避難者を受け入れる余力はありませんので、基本的には指定避難所のご利用はお断りするものと想定しています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 先日この通告書を提出した日の夜に青森県東方沖地震が発生して、安平町も震度5弱と胆振東部地震以来の揺れだったと思いますが、とても不安に思い地震に慣れはないなと思いました。また、マグニチュード7.5であれだけ揺れると、想定されている千島沖とか日本海溝で想定される巨大地震が来たら安平町は津波が無いとは言え相当揺れるのだろうなと思いました。そう思った時に苫小牧から津波の避難者が来た時にどうなるのかなと思っての今の質問でした。

そういうことで次の質問に移りたいと思います。9月21日には避難指示がありまして、避難所及び対象世帯・人数・実際の避難者数を伺いたいと思います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 9月21日に当町が行った避難指示について、こちらに対応して開設しました避難所は、さつき会館と新栄第一会館の2か所となります。また、避難対象世帯数及び人数は早来栄町の43世帯75名、新栄第一自治会の9世帯16名で合計52世帯91名が対象です。

なお、実際の避難者数ですが、さつき会館へは11名、新栄第一会館6名の計17名の避難です。避難指示に伴うものは別として当日ときわキャンプ場を利用していたキャンプ客7名が自主的に町民センターへ避難していますので避難者は全体で24名となります。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） キャンプ場から避難したということで伺いたいのですが、

キャンプ場もときわキャンプ場ですが、土砂災害警戒区域があったと思います。ここは避難指示とか出さなくてよかったのか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 今回、土砂災害警戒区域を出していますので、キャンプ場そのものの土砂災害の警戒区域はありません。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 先ほどの言っていた避難しなかった方も多く居たと思いますが、避難しなかった方の理由は確認しているか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 今のご質問は恐らく避難対象となったところにいるのに避難しなかったということだと思います。まず今回の避難指示ですが、当日気象台から発令された大雨警報また洪水警報が発出された後、日付が変わりました9月21日の午前0時に土砂災害警戒警報、警戒情報が発令されました。これに伴い早来新栄と新栄第一の両地区の一部が土砂災害警戒区域に指定されていますので、失礼しました、栄町と新栄第一の両地区の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることから土砂災害の危険が高まっていると判断し、各自治会長等の状況の説明を行った上でエリアメール防災無線等を使いまして避難指示を発令しています。

ご質問の避難しなかった方の理由の確認は実際申し訳ありません行っていませんが一般的な推測として、まず1つ目が緊急性が伝わらず土砂災害の危険が過小評価された。2つ目、深夜であったため伝達が不達であったこと。そして3つ目、高齢等による身体的な理由から逃げることができなかった。この3つが主たる要因ではないかと分析しています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 避難指示は避難情報の中で最も緊急性が高い情報だと思います。実際避難者が少ないということは、もし土砂崩れしていたら大きな災害になっていた可能性が高いと思いますので。なぜ避難しなかったのか、できな

ったのかという理由を明確にして人命を守るために、実際にあったことなので今後に活かしていただきたいと思います。

3つ目の質問に移りたいと思います。避難しなかったことに対する対策を伺いたいのですが。避難指示が出ているにも関わらず避難しない背景には、すみません、これは今の回答で終わりたいと思います。

次もう一つ、胆振東部地震で土砂崩れ被害があったところの北進地区とか柏が丘地区ですか、追分。修復工事したので安全安心だと思いますけど、今回9月21日の大雨で避難指示が2か所だけ出たのは現在の町内では土砂崩れ災害につながる一番危険な箇所なのかなと思いますけど、この土砂崩れしないように強靱化する考えはないのか伺います。

[岡総務担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 今回出された2か所ですが、他に出さなかった理由は当日の雨雲の流れも分析をしながら一番降っている場所に出させていたことです。

強靱化の関係でご質問いただきましたが、これは町でできるものとできないものがあって、これまでもそうですが例えば栄町であれば土砂災害の対象の区域の砂防ダムの整備といったものを北海道などと協議をしながらやっています、今後も必要に応じて検討していきたいと考えています。

[工藤議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ご検討のほどよろしくお願いします。

では4番目の追分地区のメガソーラー計画について伺います。追分地区の鹿公園そばにメガソーラー建設を東京の企業が計画しているとのことで12月5日に新聞報道がありました。安平町はゼロカーボンを目指し再生可能エネルギー導入を推進していますが、この鹿公園そばに計画のメガソーラーについては中止を求める住民の声が多くあるので以下質問したいと思います。

1つ目に中止を求める署名が900通との報道ですが、今は増えたようですが、もし建設となれば計画地近くには追分地区に供給する配水池があって、その地下には配水池の水道管が埋設されている。また2つ目に周辺の鹿公園は日本最古の保健保安林であり、ここの自然を住民は大切に思っていると。これらのことから生態系や景観への影響に不安を感じるため、安平町所有の代替地があれば事業者と交換提案を行って鹿公園周辺を町有地にしてはどうかという思いもあります。そういった考えについて伺います。

[佐々木生活環境担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） ご質問の計画予定地に関して、面積を含めて同程度の条件に合うような町有地がないものですから、ご質問にありますような交換の交渉は難しいものと考えています。

また、先日12月10日に安平の未来を守る会から鹿公園周辺一帯での太陽光発電設備設置反対の署名1120筆の提出がありまして、町としても大変重く受け止めており、事業者との面談を予定していますので、反対署名の件とか町としての考えについて事業者の方にはお伝えしたいと考えています。

[工藤議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 署名について受け止めているかも回答ありましたので、2つお伺いしたいのは、その水道管の埋設されている土地というのはどういう土地になるのか。管理はどこなのか。また、水道管破損等で修理が必要になった時はどこの責任で、誰か修理するような場所になるのか伺いたいのと。

地図を見るとメガソーラーの位置から鹿公園キャンプ場が近いと思うけれども、大雨でも降るとキャンプ客に影響がないのか懸念されますが、その2点について伺います。

[谷村水道担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 配水池周辺でのソーラーパネル設置計画が水道施設へ与える影響について水質・施設管理の2点に分けて答弁します。

まず水質への影響についてですが、影響はありません。理由は追分地区の水道水は追分旭の安平川の上流にある水源地から取水しており、この水源地は計画地から約10km離れていることから、仮に計画地周辺の環境に変化があったとしても水質汚染の懸念はないと考えています。

次に施設管理への影響については、配水池の敷地は町有地ですが送配水管の埋設箇所は民有地となっていることから、現在町は土地所有者との間で賃貸借契約を結び水道管の適切な維持保全権限を確保しています。今後の対応として土地所有者が変更になった場合でも引き続き厳重な管理保全に努め、安全安心な水道水を追分地区へ供給してまいります。

[塩谷土木公園担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 突然キャンプ客にとのことでご質問があったので、私の方からお答えさせていただくのですが、今のところ土砂が取られた後についても大雨等あったにも関わらず被害等は無かったということですので、今後もキャンプ客に対しての被害というのは、直接はないかなと思っています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 2つ目の質問に移ります。安平町の太陽光発電の設置に関する条例第5条に禁止区域ですね、町長は災害の防止、良好な自然環境、住環境の保全のため特に必要と認められる区域を太陽光発電事業の実施の禁止区域として指定するものとするがあります。この鹿公園周辺はこの条例の禁止区域に該当するかどうか考えを伺います。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 禁止区域に関しては条例の第6条で7つの区域を禁止区域として規定しています。その中の第4号で森林法第25条の保安林を禁止区域として規定してまして、当該計画予定地については保安林の区域外となりますので条例で定める禁止区域には該当しないこととなります。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私もあまり法律には詳しくないと思いますが、その第6条の7にはその自然環境及び住環境が良好な地区のうち、その地区における自然環境及び住環境を保全することが特に必要と認められるものとして規則で定める区域とあるので、新たに町内の必要とするところに指定できないものかと思いましたけれども、そういう解釈にはならないかどうか伺います。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 工藤議員のご質問は規則の方の7つ目のことだと思うのですが、こちらの方は先ほど工藤議員おっしゃられたとおりですが、規則の方ではこの条項に規定する場所として追分地区については建築基準

法の第22条区域、早来地区については工業地域及び工業専用地域を除く市街化区域を禁止区域として規定しているものです。

〔工藤議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。
- 1番（工藤秀一君） それはどこに書かれている条例ですか。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。
- 生活環境担当課長（佐々木智紀君） 今ご答弁したものは条例ではなく施行規則の別表に記載されています。

〔工藤議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。
- 1番（工藤秀一君） それはこの条例と紐付いている内容になりますか。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。
- 生活環境担当課長（佐々木智紀君） この安平町の太陽光の条例の施行規則ですので、紐付いているものになります。

〔工藤議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。
- 1番（工藤秀一君） わかりました。私の質問は以上で終わります。
- 議長（多田政拓君） ご苦労様です。

〔工藤議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員どうぞ。もう一度どうぞ。
- 1番（工藤秀一君） 町長の考えを伺いたと思います。

〔及川町長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） ご質問いただけるのかと思って。米川議員の際も同様のご質問だったと思いますし、民間の事業者とその署名をいただいた 1120 筆、これ町内から 674、町外からも 446 いただいているものでして。こういった実態を、今まだ事業計画書は提出いただいていませんが対面で趣旨を説明させていただこうと思っています。

そこで条例施行規則はすでに市街地を規制する目的ですでに施行されていますけれども、今ご指摘のエリアはその規則でエリアを設定していますその外にありますので、今回この条例や規則では規制対象外になっていますが、こういったことを受けてゼロカーボン推進協議会の中ですでにこの条例の規則を含めた一部改正だったり、景観条例を制定して防いでいる自治体もありますので、そういったところをこれから幅広に検討しながら方向性としては作って、促進地域とそうではない場所をきちんと明確にすることは必要だと認識していますので、そういう方向で若干時間がかかりますけれども取り組みを、前に進めていきたいと思っています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1 番（工藤秀一君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様です。以上で 1 番、工藤秀一議員の一般質問を終わります。

---

## ◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。従って本日はこれで延会します。なお、明日は午前 10 時に再開しますので参集願ひます。本日はご苦勞様でした。

延会 午後 4時 20分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---